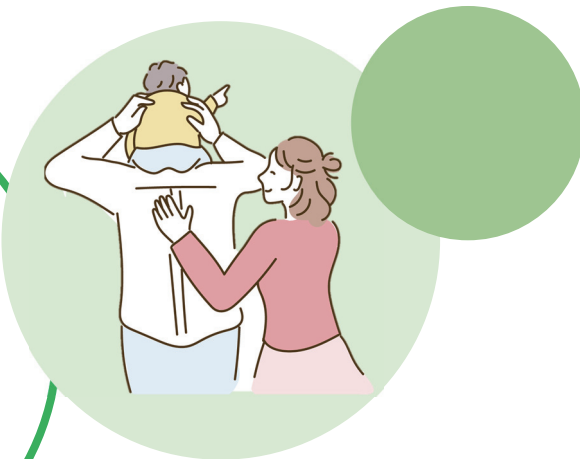
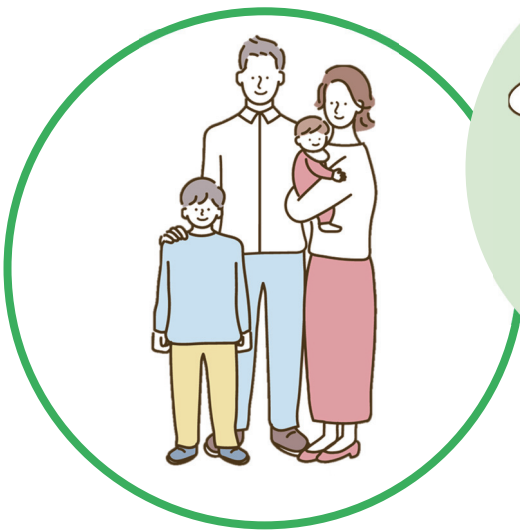




長南町
第3期子ども・子育て
支援事業計画



令和7年3月
長 南 町



はじめに



長南町では、「ひとりじゃないよ みんなで育てる 未来に輝く 長南っ子」を基本理念に掲げ、令和2年度からの5年間を計画期間とする「長南町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に各種の子ども・子育て支援施策に取り組んでまいりました。

この間、全国的な少子化に加え、新型コロナウイルスの世界的な流行により行動が制限されたことで、子育てに対する支援や協力が得づらくなり、孤独感や不安感が増した一方で、リモートワークという新しい働き方が定着するなど、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化し、多様化しました。

こうした状況の変化に対応すべく、町では令和7年度からの5年間について、「長南町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、第2期計画からの基本理念や基本目標を踏襲しながら、現状と第2期計画の事業評価、新たな課題への対応や、さらなる子育て環境の充実を図ることを目的としております。本計画の実現に向けて、町として各種施策に取り組んでまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力とご指導を賜りました長南町子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、アンケート調査を通して貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月
長南町長 平野 貞夫

目 次

第1章 計画の策定に当たって

第1節	計画策定の背景と目的	1
第2節	計画の位置づけ	3
第3節	計画の期間	3

第2章 長南町の子ども・子育てをめぐる状況

第1節	人口や世帯等の状況	4
第2節	長南町における子育て支援サービスの状況	13
第3節	ニーズ調査からみえる長南町の子育ての現状	15
第4節	第2期計画の評価	26

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	計画の基本理念	31
第2節	教育・保育提供区域の設定	31
第3節	施策の方向性	32
第4節	施策の体系図	34

第4章 分野別施策の展開

第1節	地域における子育ての支援	35
第2節	切れ目のない支援による母子健康の確保及び増進	40
第3節	子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	44
第4節	子育てを支援する生活環境の整備	47
第5節	支援を要する子どもへのきめ細かな取組の推進	50

第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保方策

第1節	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	53
第2節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	55

第6章 計画の推進

第1節	計画の推進	62
第2節	計画の進行管理	62

資料編

1	長南町子ども・子育て会議条例	63
2	長南町子ども・子育て会議委員名簿	65
3	計画策定の経過	65

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景と目的

1 計画策定の主旨

1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率は、わが国において近年急激に低下し、令和5年には過去最低の1.20となりました。年間の出生数も令和5年に過去最少を更新したことから、少子化の進行は危機的な状況にあるとされており、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとする我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化など、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

これらを踏まえ、令和4年6月に「こども基本法」が成立し、翌年4月にはこども家庭庁が創設されました。令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、こども家庭庁が主体となり、少子化、子どもの貧困、児童虐待、いじめの防止などの重大な課題の解決を促進するほか、施策の反映などに子ども・若者から意見を聴取することなどを通して、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されています。

本町では、子育て世代をはじめとする住民、教育・保育事業者、行政などが協働で取り組む施策・事業の方向性を示すため、平成27年度に「長南町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度に「長南町第2期子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」を策定し、子育て環境の整備に取り組んできました。

この度、第2期計画の計画期間が満了することから、令和7年度を始期とする「長南町第3期子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定いたしました。

本計画では長南町の実情を鑑みながら、子どもが健やかに育つために、子・親・地域全体がつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができる町づくりと支援内容の充実や課題解決を目指します。

2 国の動向

第2期計画の策定以降、子どもや子育てをめぐる政策動向を以下にまとめました。

○新子育て安心プラン（令和2年12月21日発表）

厚生労働省より発表された子育て支援事業で、待機児童の解消を目的とし、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人の保育の受け皿拡大を目指すために、「地域の特性に応じた支援」、「魅力向上を通じた保育士の確保」、「地域のあらゆる子育て資源の活用」を軸とした、3つの支援を謳っている。

○こども基本法の成立（令和5年4月1日施行）

全ての子ども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした新法。同法第10条において、各市町村に「こども計画」の策定を努力義務と明記している。

○こども家庭庁の創設（令和5年4月1日発足）

少子化や子どもの貧困、児童虐待やいじめなどの、子どもに関わる問題に一元的に取り組む司令塔として発足。全ての子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現する政策推進を担っている。

○こども大綱の閣議決定（令和5年12月22日閣議決定）

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、従来の「少子化対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めている。

○こども未来戦略の閣議決定（令和5年12月22日閣議決定）

次元の異なる少子化対策を実現させるため、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「すべての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念を掲げ、子ども子育て政策の強化を盛り込んでいる。

また、今後3年間の集中的な取組を「加速化プラン」と位置づけ、「若い世代の所得向上」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」の3つの施策を打ち出した。

○子ども・若者育成支援推進法の改正（令和6年6月12日公布日施行）

国・自治体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記し、同法第2条においては、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行なっていると認められる子ども・若者」と定義している。

各自治体による調査や学校・医療関係者との連携によって、潜在化しやすいヤングケアラーの実態把握と支援につなげる仕組みづくり等の強化を図っている。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町が推進する教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

また、本計画は本町の最上位計画である「長南町第5次総合計画」の個別計画としての性格を持っており、将来像である『人とつながり 地域とつながり 次代へつなげる「ただいま、おかえり」 心のふるさと 長南』を、子ども・子育ての面から実現していく役割を担っています。

なお、本町においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、町づくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「第2期計画」で掲げてきた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

■長南町第5次総合計画

将来像

人とつながり 地域とつながり 次代へつなげる
「ただいま、おかえり」 心のふるさと 長南

基本理念	施策の基本方針
○豊かな自然・里山と調和したまちづくり ○快適な生活環境で健康なまちづくり ○心あたたかい交流で活気あふれるまちづくり	(1)社会基盤の充実したまち（基盤整備） (2)活気と賑わいにあふれたまち（産業・雇用・地域活性化） (3)自然と調和した暮らしやすいまち（生活環境） (4)だれもが健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉） (5)豊かな心を育み生きる力を学べるまち（学校教育・生涯学習） (6)安心・安全に暮らせる町民との協働によるまち（行政・協働）

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
長南町 第2期子ども・子育て支援事業計画									
					長南町 第3期子ども・子育て支援事業計画				

第2章 長南町の子ども・子育てをめぐる状況

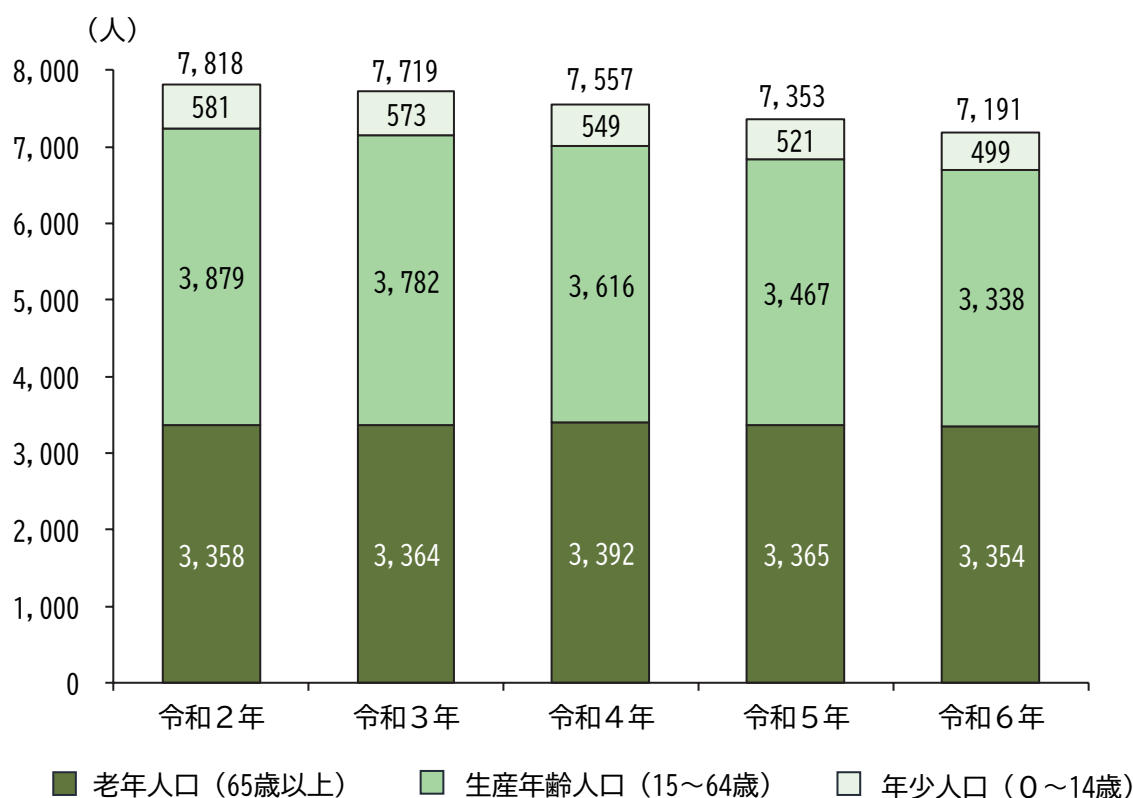
第1節 人口や世帯等の状況

1 総人口と児童人口の現状

本町の総人口は減少が続いており、令和6年4月1日現在では7,191人となっています。

また、年齢区分別にみると、年少人口は平均20人、生産年齢人口は平均140人減少している一方、老年人口は令和4年以降、ゆるやかな減少傾向となっていることから、本町において、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■総人口の推移（年齢3区分別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

児童人口の推移については、令和6年の0歳～18歳の児童人口は679人となっており、令和2年から減少傾向で推移しています。

■児童人口の推移

単位：人

	児童人口の推移				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	19	29	25	19	17
1歳	33	19	32	24	20
2歳	33	34	20	31	25
3歳	34	36	34	22	28
4歳	45	35	37	34	23
5歳	40	45	34	36	36
6歳	47	41	46	34	34
7歳	23	46	42	45	34
8歳	42	23	45	43	45
9歳	37	41	23	44	45
10歳	45	38	40	23	44
11歳	41	45	39	38	24
12歳	44	42	47	39	37
13歳	56	44	42	47	40
14歳	42	55	43	42	47
15歳	55	44	53	44	44
16歳	51	54	44	52	44
17歳	62	51	52	43	52
18歳	57	62	50	47	40
0歳～2歳合計	85	82	77	74	62
3歳～5歳合計	119	116	105	92	87
6歳～8歳合計	112	110	133	122	113
9歳～11歳合計	123	124	102	105	113
0歳～11歳合計	439	432	417	393	375
0歳～18歳合計	806	784	748	707	679

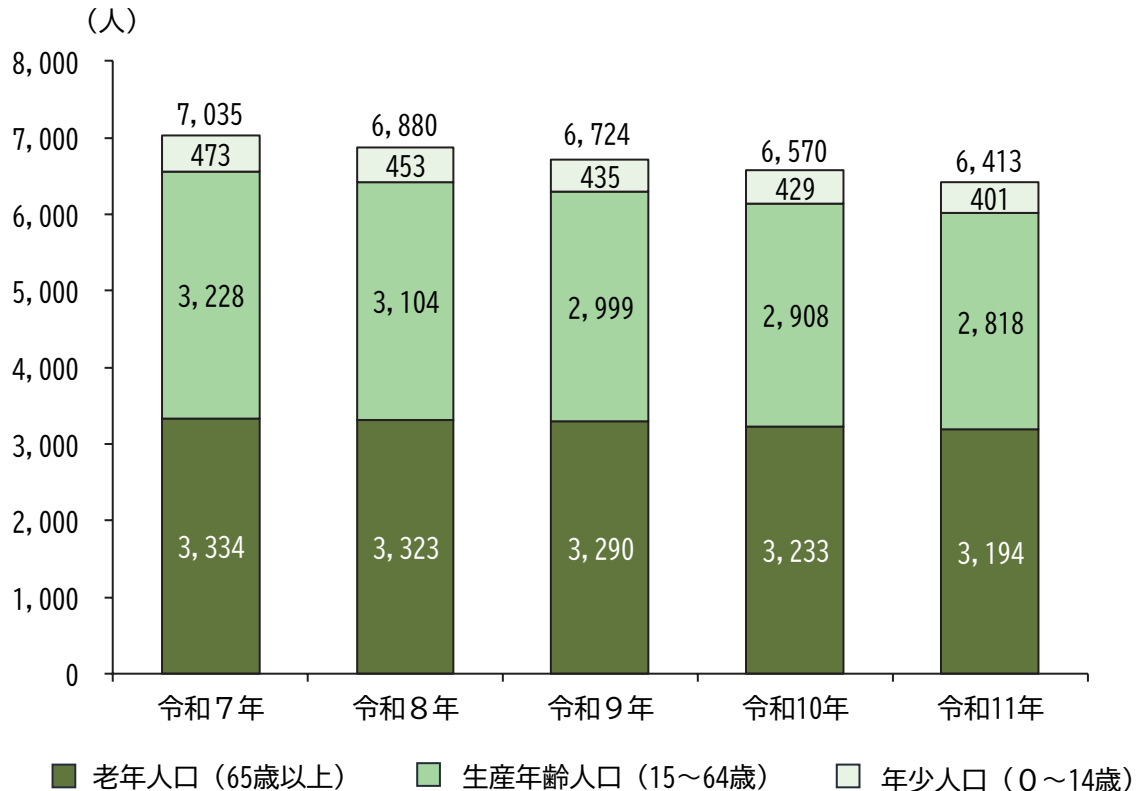
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2 将来推計

住民基本台帳を参考に令和6年4月1日の人口等により「コーホート変化率法」を用いた人口推計によると、本町の総人口は、令和7年以降も人口減少が予測され、本計画の最終年である令和11年には、6,413人となる見込みです。

また年齢区分別に見ると、年少人口と生産年齢人口の減少に対し、老年人口は横ばいに近い減少傾向となっています。

■総人口の推計（年齢3区分別）



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて推計

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年または同じ時期に産まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

本町の0～18歳の児童人口の推計については、令和7年の656人に対し、令和11年には548人と、5年間で108人の減少が見込まれます。

■児童人口の推計

単位：人

	児童人口の推計				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	18	17	16	15	14
1歳	18	19	18	17	16
2歳	20	18	19	18	17
3歳	26	21	19	20	19
4歳	29	27	22	20	21
5歳	23	29	27	22	20
6歳	35	22	28	26	21
7歳	34	35	22	28	26
8歳	34	34	35	22	28
9歳	45	34	34	35	22
10歳	45	45	34	34	35
11歳	45	46	46	35	35
12歳	24	45	46	46	35
13歳	37	24	45	46	46
14歳	40	37	24	45	46
15歳	48	41	38	25	48
16歳	44	48	41	38	25
17歳	43	43	47	40	37
18歳	48	40	39	43	37
0歳～2歳合計	56	54	53	50	47
3歳～5歳合計	78	77	68	62	60
6歳～8歳合計	103	91	85	76	75
9歳～11歳合計	135	125	114	104	92
0歳～11歳合計	372	347	320	292	274
0歳～18歳合計	656	625	600	575	548

資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて推計

3 人口動態の推移

令和元年度から令和5年度までの人口動態をみると、自然動態については、死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態については、令和2年度を除き、転出が転入を上回る社会減が続いています。自然動態と社会動態を加算した人口動態では、100～200 人程の人口減の状況が続いています。

■人口動態の推移

単位：人

	人口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
令和元年度	19	152	-133	172	200	-28	-161
令和2年度	27	141	-114	169	154	15	-99
令和3年度	26	150	-124	137	175	-38	-162
令和4年度	20	176	-156	151	199	-48	-204
令和5年度	17	148	-131	171	202	-31	-162

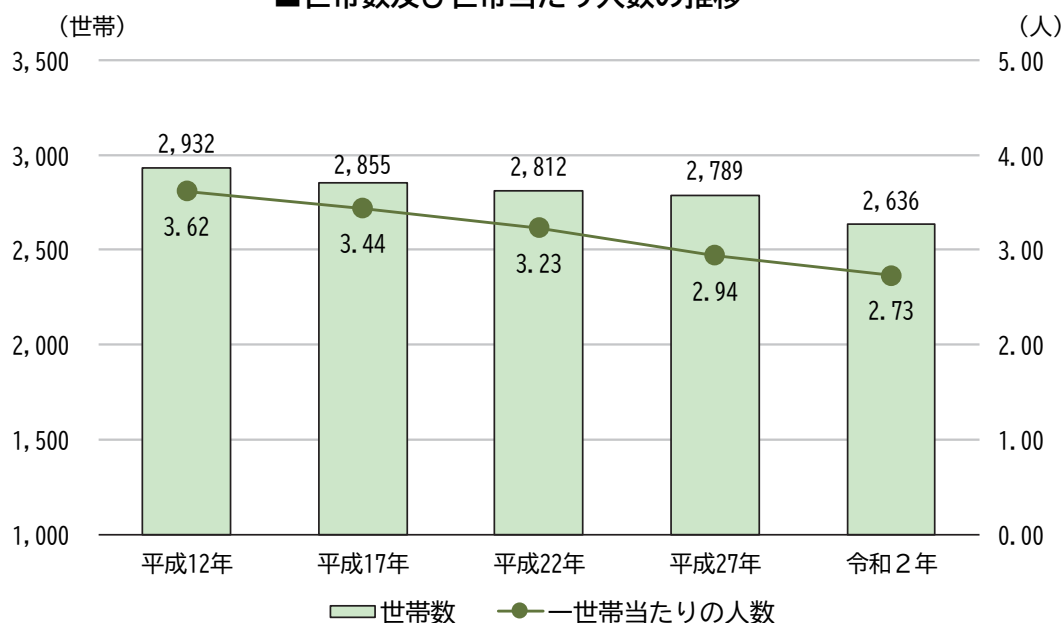
資料：住民基本台帳（各年3月末）

4 世帯数の推移

世帯数及び世帯当たり人数は、平成12年以降、減少傾向で推移しています。

一世帯当たりの人数は、平成27年では2.94人と初めて3人を下回り、令和2年では2.73人となっていることから、世帯の少人数化が進んでいます。

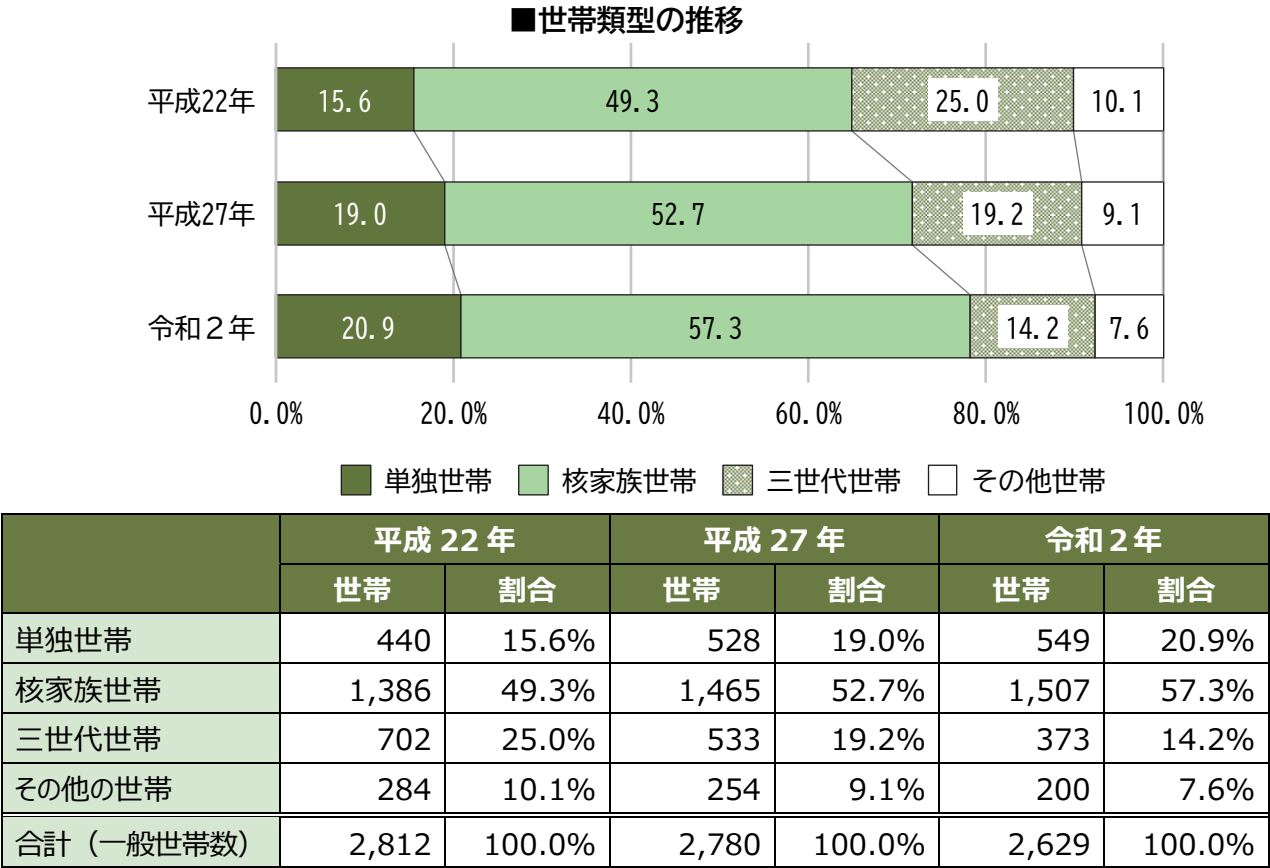
■世帯数及び世帯当たり人数の推移



資料：国勢調査

5 世帯類型の推移

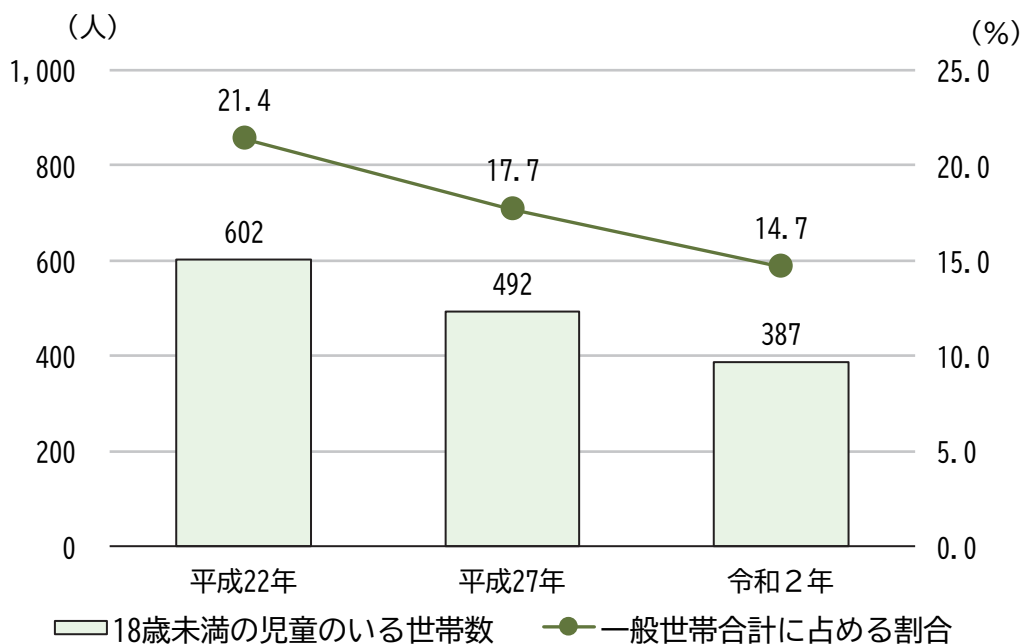
世帯類型の推移をみると、平成 22 年以降、単独世帯及び核家族世帯の割合が増加する一方、三世帯世帯の割合は減少しています。



資料：国勢調査

また、18 歳未満の児童のいる世帯数は、令和 2 年では 387 世帯、一般世帯合計に占める割合は 14.7%で、10 年前の平成 22 年と比較すると 7 %近い減少となっています。

■世帯数及び世帯当たり人数の推移



	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
18 歳未満の児童のいる世帯数	602	492	387
一般世帯合計に占める割合	21.4%	17.7%	14.7%

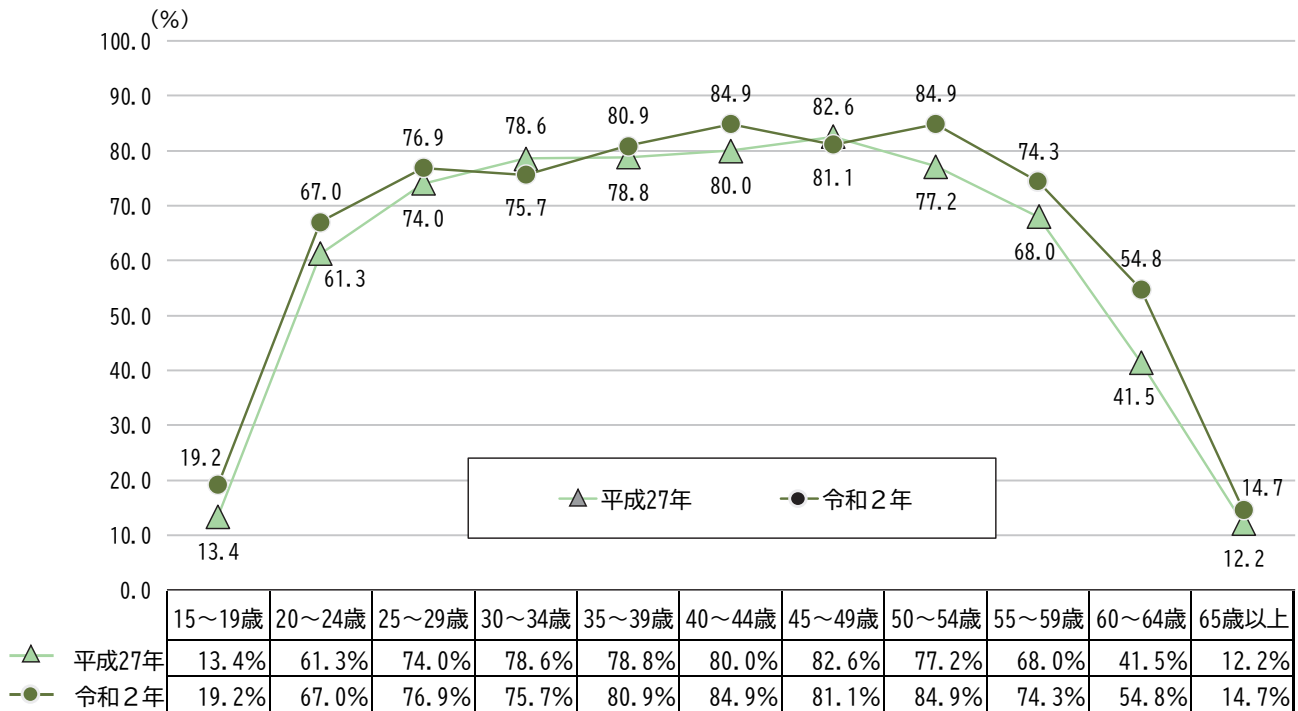
資料：国勢調査

6 女性の就業状況

本町の女性の就業率は、結婚・出産・育児期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブは、平成27年にはほぼ解消しており、出産を契機に離職せず、就業を続ける人が増えていることが考えられます。

令和2年は、微減が認められる30～34歳と45～49歳を除いた年代において、平成27年を上回る就業率となっています。

■女性の就業率の推移

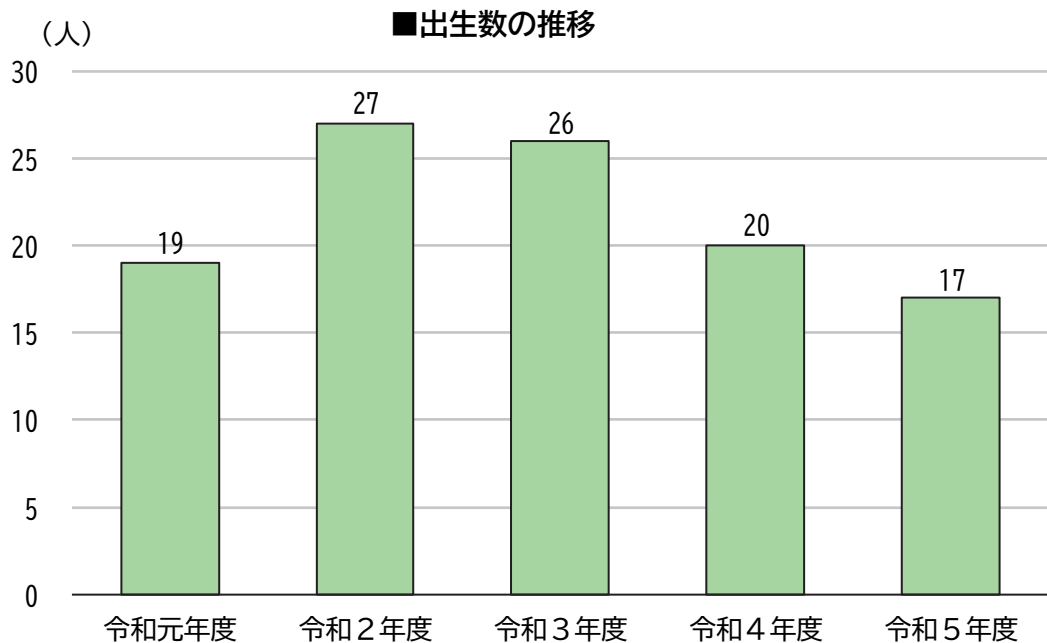


資料：国勢調査

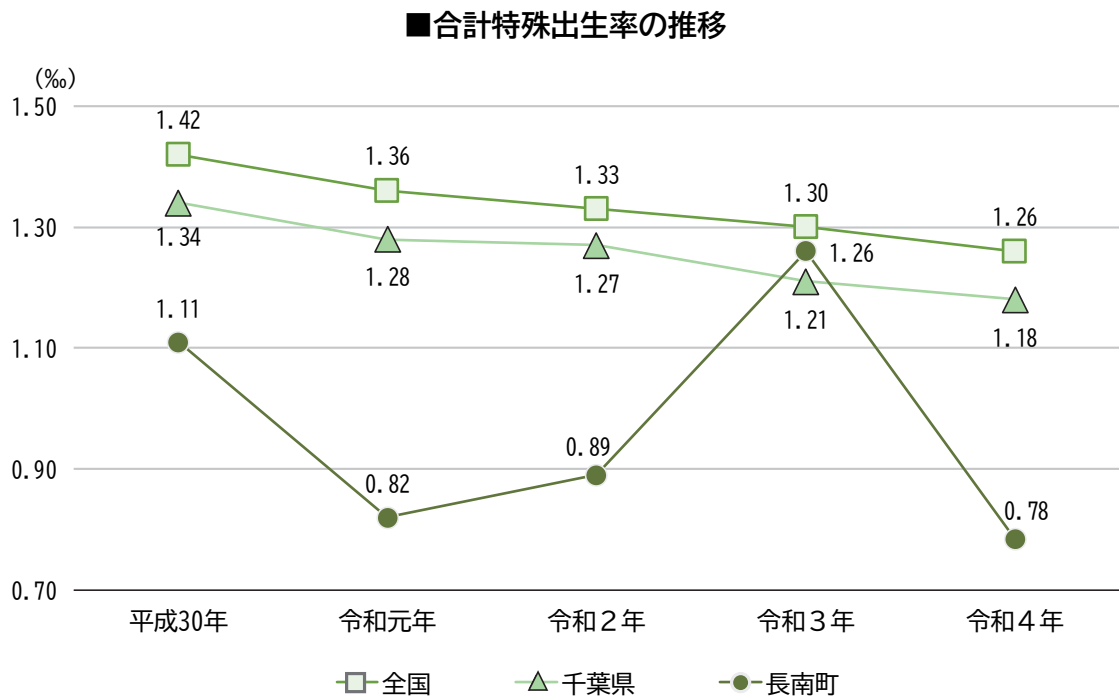
7 出生数の推移

本町の出生数は、令和元年度以降、20 人前後で推移しています。

また、1 人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率については、令和3 年を除き、県及び全国値よりも低い傾向が続いています。



資料：住民基本台帳（各年3月末）



資料：人口動態統計

第2節 長南町における子育て支援サービスの状況

1 保育所・幼稚園の状況

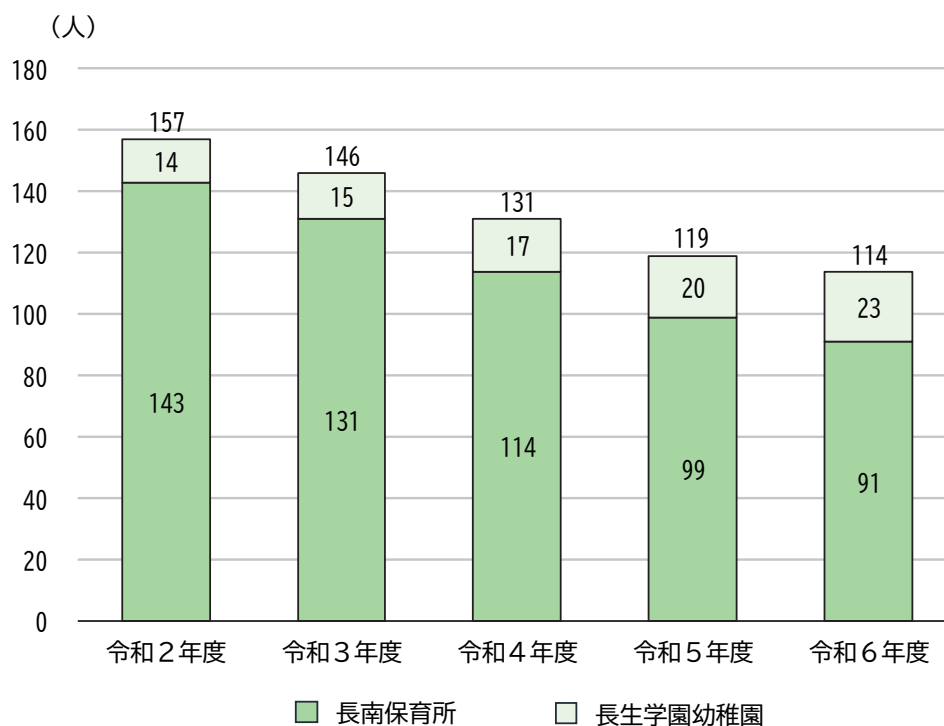
本町において、認可保育所は、長南保育所 1 か所でサービスを提供しています。入所者数は年々減少傾向となっています。

幼稚園は、私立の長生学園幼稚園が 1 か所あり、本町の子どもの入園者数は、20 人前後で推移しています。

■認可保育所・幼稚園

名称	定員（人）	所在地
（公立）長南保育所	250	長南 759
（私立）長生学園幼稚園	200	長南 379

■入所者数の推移



単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長南保育所	143	131	114	99	91
長生学園幼稚園	14	15	17	20	23

※保育所は各年4月1日、幼稚園は各年5月1日現在（町内居住者のみ）

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生児童を対象として、授業の終了後に安全に楽しく過ごせるよう、放課後児童クラブの運営を行い、地域の児童の健全な育成に努めています。運営は、社会福祉協議会に委託しています。

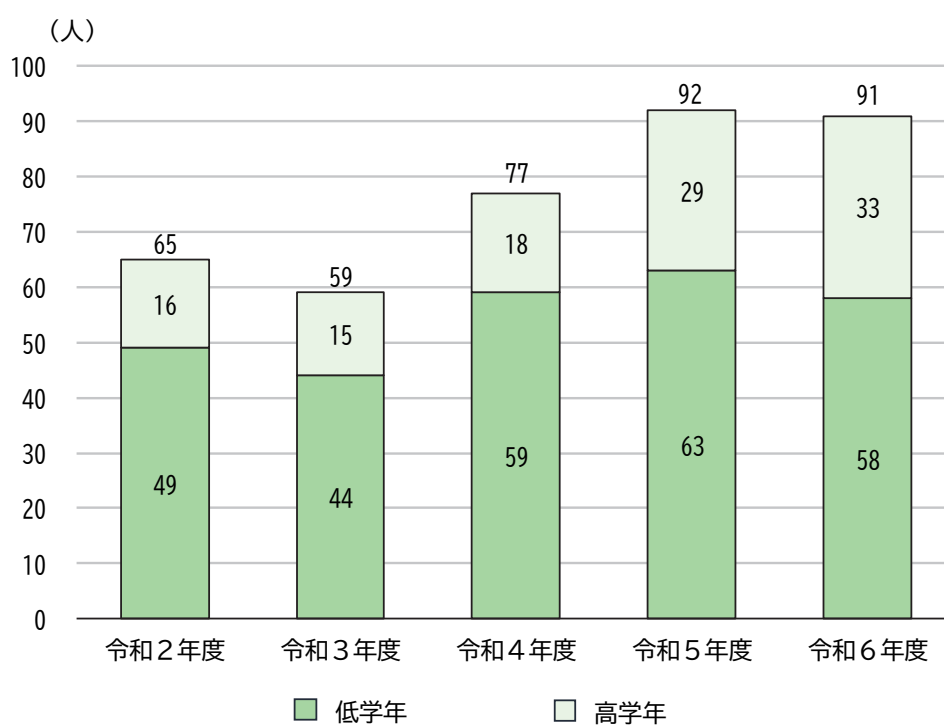
■対象者・場所

対象者	保護者の方が共働き等で昼間家庭にいない小学生児童
場所	旧長南幼稚園（平成 29 年度まで） 放課後児童クラブ（平成 30 年度から）

■利用時間

平日（月曜日～金曜日）	授業終了時～午後 6 時 30 分まで
長期休業日等	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分まで

■利用者数の推移



単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
低学年	49	44	59	63	58
高学年	16	15	18	29	33
合計	65	59	77	92	91

各年 4 月登録人数

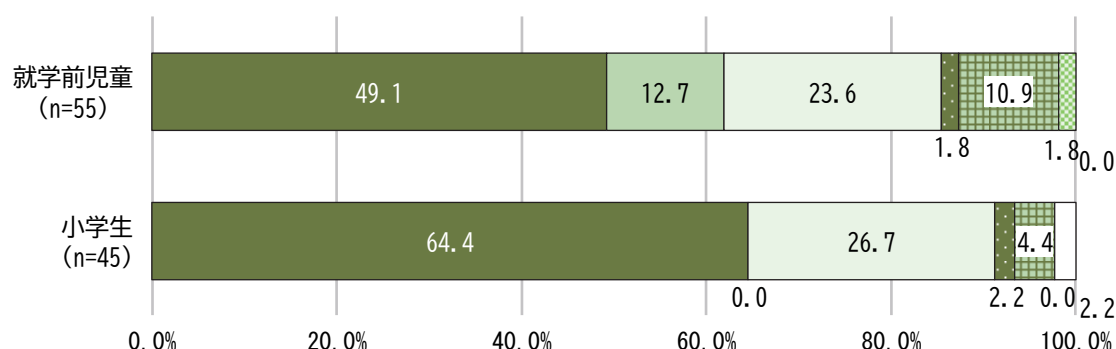
第3節 ニーズ調査からみえる長南町の子育ての現状

1 母親の就労状況

母親の就労状況について、フルタイムでの就労（休業中の方を含む）は、就学前児童保護者が61.8%、小学生保護者では64.4%となっています。

また、パート・アルバイト等での就労（休業中の方を含む）については、就学前児童保護者が25.4%、小学生保護者では28.9%となっています。

休業中の方も含め、フルタイムとパート・アルバイト等での就労をあわせると、就学前児童保護者は87.2%、小学生保護者の93.3%の母親が「就労している」状況となっています。



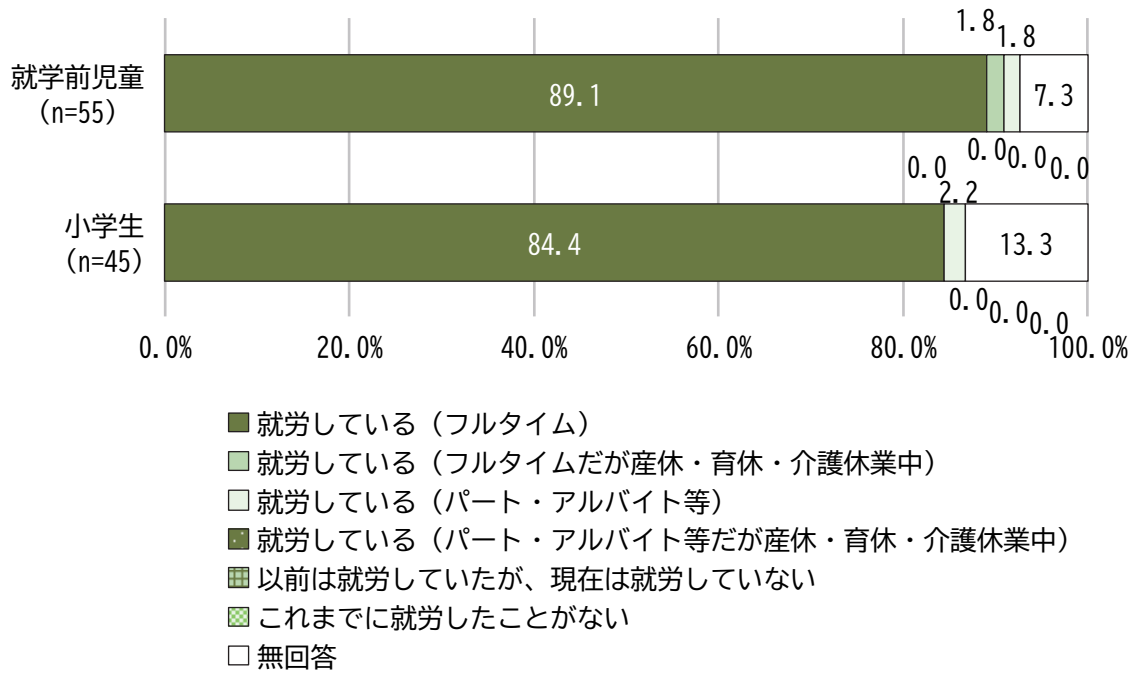
- 就労している（フルタイム）
- 就労している（フルタイムだが産休・育休・介護休業中）
- 就労している（パート・アルバイト等）
- 就労している（パート・アルバイト等だが産休・育休・介護休業中）
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまでに就労したことがない
- 無回答

	就学前児童		小学生	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
就労している（フルタイム）	27	49.1	29	64.4
就労している（フルタイムだが休業中）	7	12.7	0	0.0
就労している（パート・アルバイト等）	13	23.6	12	26.7
就労している（パート・アルバイト等だが休業中）	1	1.8	1	2.2
以前は就労していたが、現在は就労していない	6	10.9	2	4.4
これまでに就労したことがない	1	1.8	0	0.0
無回答	0	0.0	1	2.2
合計	55	100.0	45	100.0

2 父親の就労状況

父親のフルタイムでの就労（休業中の方を含む）について、就学前児童保護者が90.9%、小学生保護者では84.4%となっています。

また、パート・アルバイト等での就労については、就学前児童保護者が1.8%、小学生保護者では2.2%となり、それぞれ休業中の回答はありませんでした。

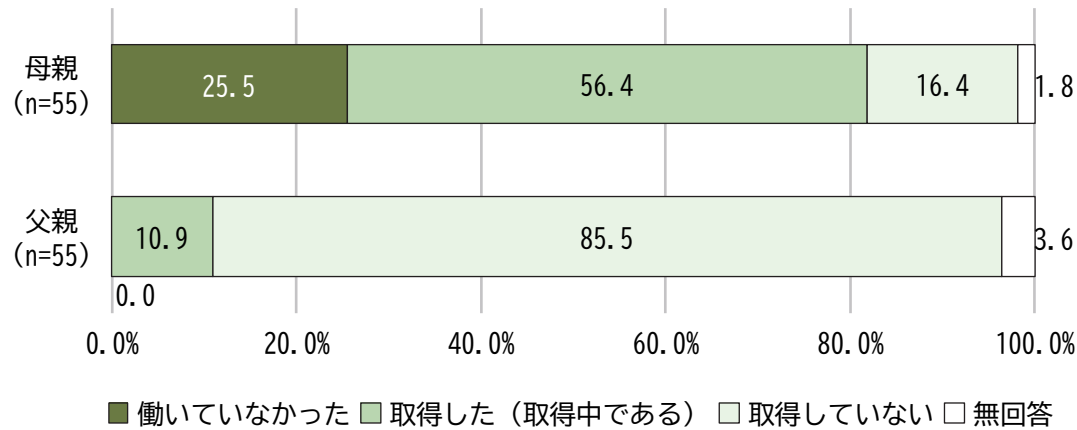


	就学前児童		小学生	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
就労している（フルタイム）	49	89.1	38	84.4
就労している（フルタイムだが休業中）	1	1.8	0	0.0
就労している（パート・アルバイト等）	1	1.8	1	2.2
就労している（パート・アルバイト等だが休業中）	0	0.0	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	0	0.0	0	0.0
これまでに就労したことがない	0	0.0	0	0.0
無回答	4	7.3	6	13.3
合計	55	100.0	45	100.0

3 両親の育児休業取得状況について

就学前児童保護者に育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」は、母親が56.4%、父親では10.9%となっています。

一方で「取得していない」は、母親が16.4%、父親では85.5%となり、育児休業を取得する父親が少ない結果となっています。

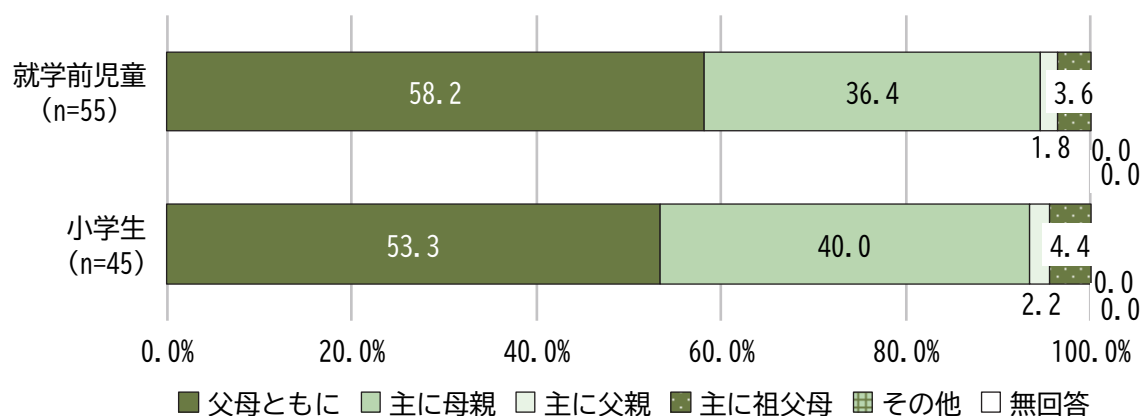


	就学前児童			
	母親	割合 (%)	父親	割合 (%)
働いていなかった	14	25.5	0	0.0
取得した（取得中である）	31	56.4	6	10.9
取得していない	9	16.4	47	85.5
無回答	1	1.8	2	3.6
合計	55	100.0	55	100.0

4 主に子育てをしている方について

主に子育てをしている方について、就学前児童保護者では「父母ともに」が58.2%、「主に母親」が36.4%、「主に祖父母」が3.6%の順に高い割合となっています。

小学生保護者も同様の傾向となり、「父母ともに」が53.3%、「主に母親」が40.0%、「主に祖父母」が4.4%となっています。

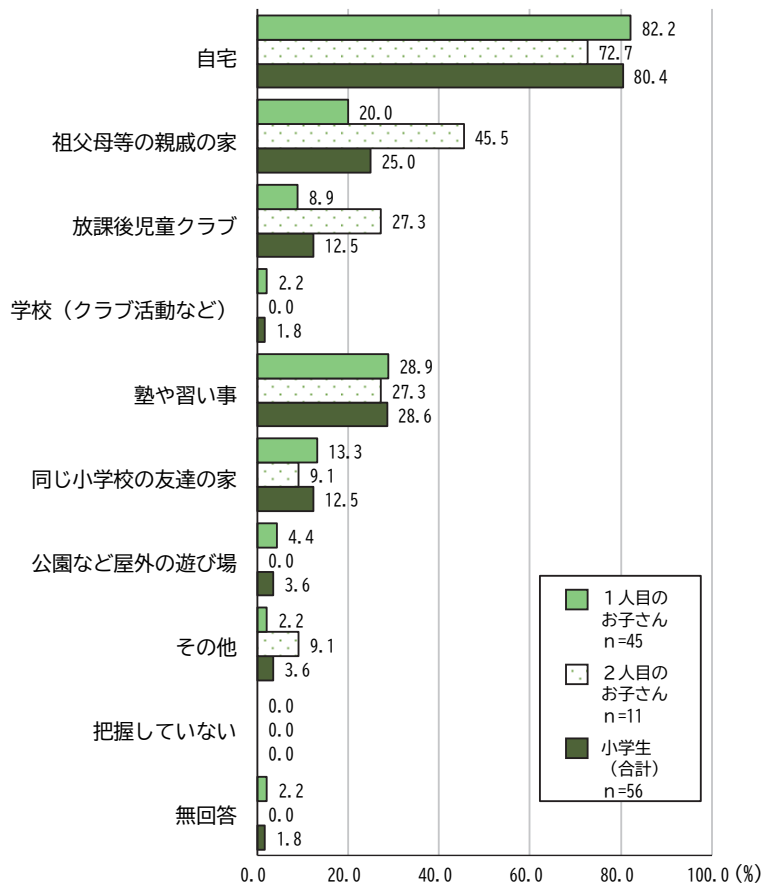


	就学前児童		小学生	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
父母ともに	32	58.2	24	53.3
主に母親	20	36.4	18	40.0
主に父親	1	1.8	1	2.2
主に祖父母	2	3.6	2	4.4
その他	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	55	100.0	45	100.0

5 放課後の過ごし方

放課後の過ごし方について、全体では「自宅」が 80.4%と最も高く、「塾や習い事」が 28.6%、「祖父母等の親戚の家」が 25.0%の順に割合が高くなっています。

1 人目・2 人目のお子さん別にみると、1 人目のお子さんは全体とほぼ同様の傾向であるのに対し、2 人目のお子さんは「祖父母等の親戚の家」が 45.5%、「放課後児童クラブ」が 27.3%などで高い回答がありました。



	小学生					
	1人目のお子さん	割合 (%)	2人目のお子さん	割合 (%)	小学生 (合計)	割合 (%)
自宅	37	82.2	8	72.7	45	80.4
祖父母等の親戚の家	9	20.0	5	45.5	14	25.0
放課後児童クラブ	4	8.9	3	27.3	7	12.5
学校 (クラブ活動など)	1	2.2	0	0.0	1	1.8
塾や習い事	13	28.9	3	27.3	16	28.6
同じ小学校の友達の家	6	13.3	1	9.1	7	12.5
公園など屋外の遊び場	2	4.4	0	0.0	2	3.6
その他	1	2.2	1	9.1	2	3.6
把握していない	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	1	2.2	0	0.0	1	1.8
合計	45	100.0	11	100.0	56	100.0

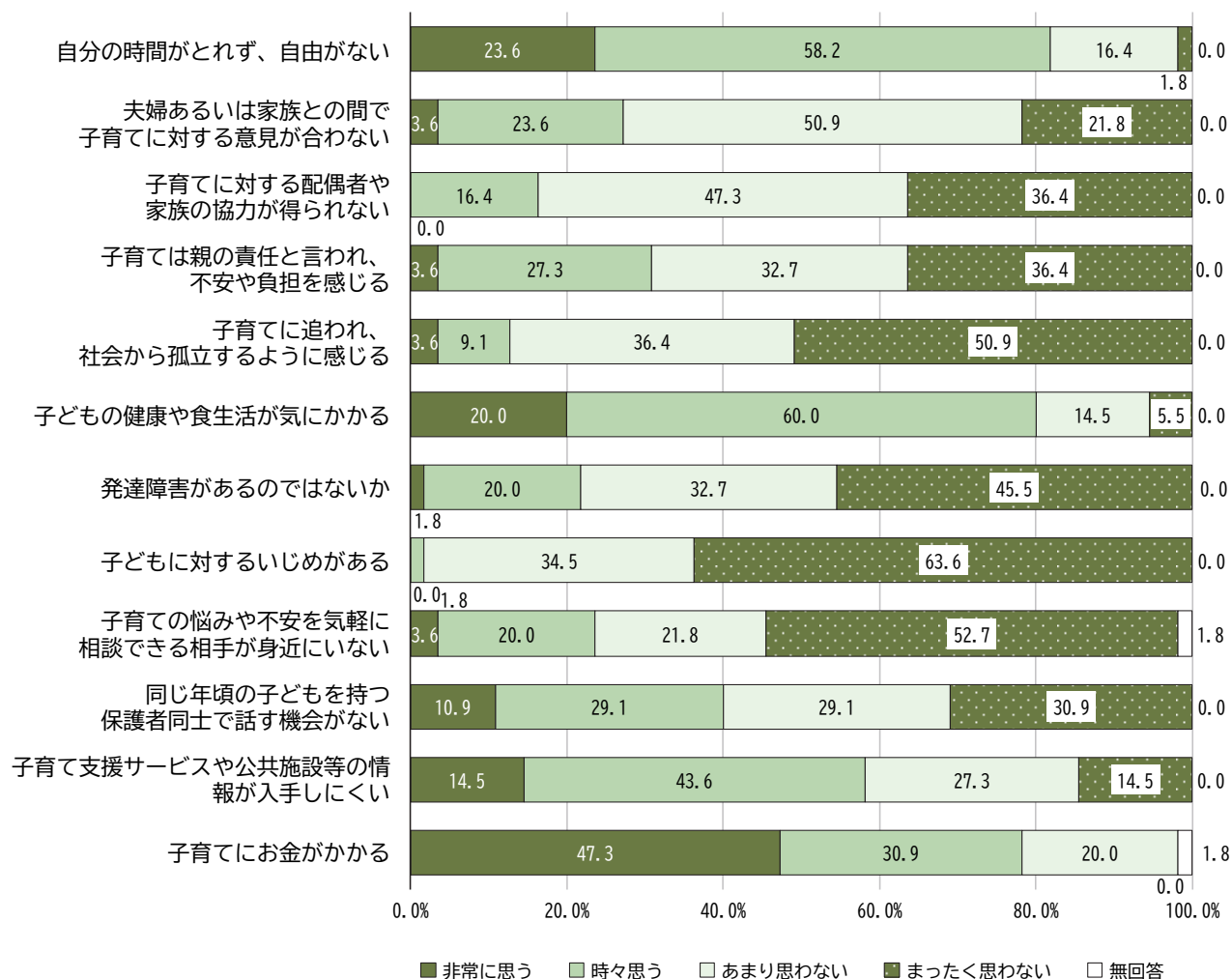
6 子育てに関して日常悩んでいること、気になること

子育てに関する日常の悩みについて、就学前児童保護者で『非常に思う』と回答した割合は「子育てにお金がかかる」が47.3%と最も高く、次いで「自分の時間がとれず、自由がない」が23.6%、「子どもの健康や食生活が気にかかる」が20.0%の順に割合が高くなっています。

一方、『まったく思わない』と回答した割合をみると、「子どもに対するいじめがある」が63.6%、「子育ての悩みや不安を気軽に相談できる相手が身近にいない」が52.7%など、ポジティブな印象が強い回答が高くなっています。

【就学前児童】

就学前児童
n=55

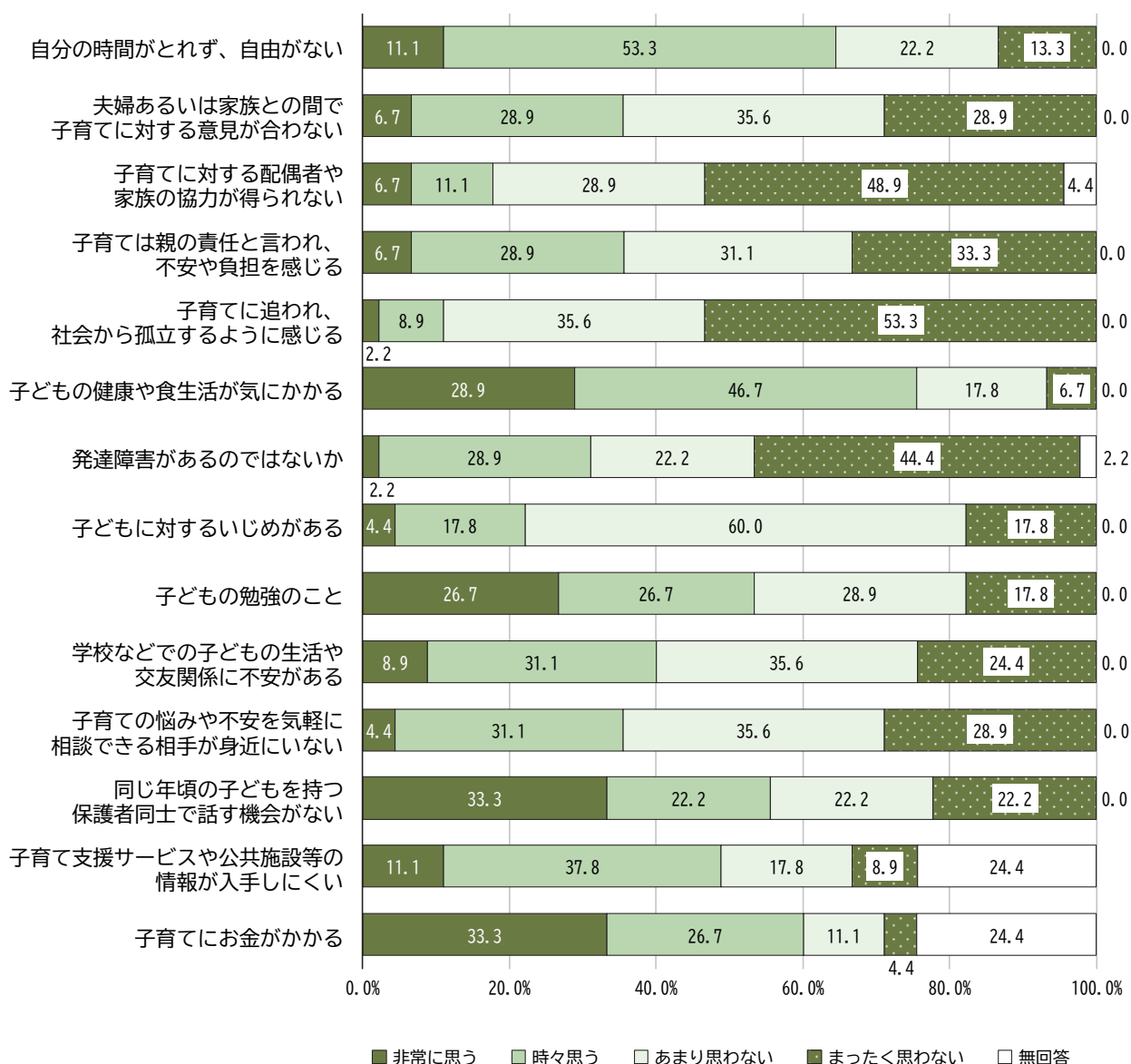


同じく、小学生保護者で『非常に思う』と回答した割合は、「子育てにお金がかかる」と「同じ年頃の子どもを持つ保護者同士で話す機会がない」がともに 33.3%と最も高く、次いで「子どもの健康や食生活が気にかかる」が 28.9%、「子どもの勉強のこと」が 26.7%の順に割合が高くなっていることから、子どもの成長に応じて保護者の悩みも変化していることがうかがえます。

一方、『まったく思わない』と回答した割合をみると、「子育てに追われ、社会から孤立するように感じる」が 53.3%と最も高く、次いで「子育てに対する配偶者や家族の協力が得られない」が 48.9%と、家庭や社会とのあたたかなつながりを連想させる回答が高くなっています。

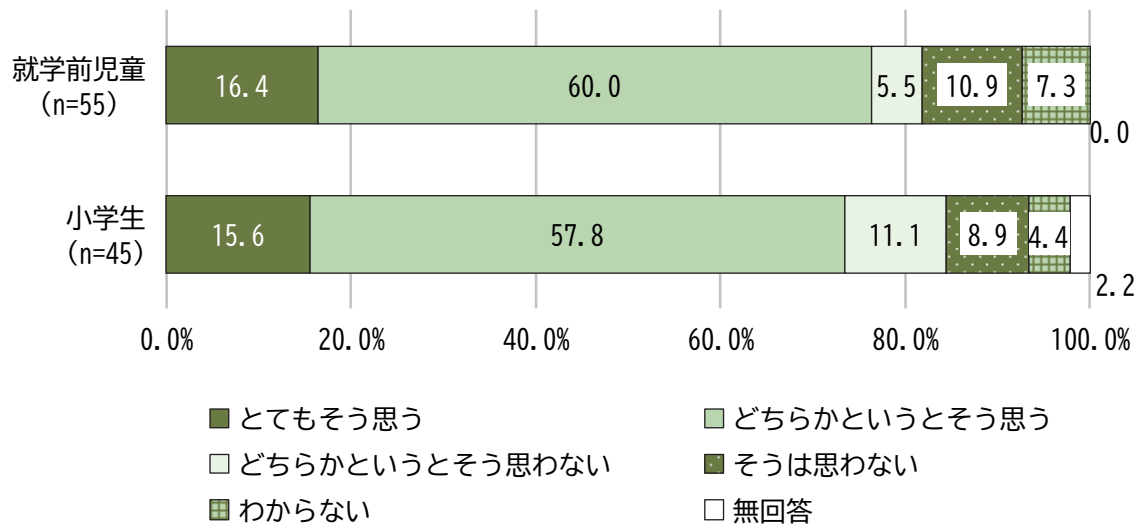
【小学生】

小学生
n=45



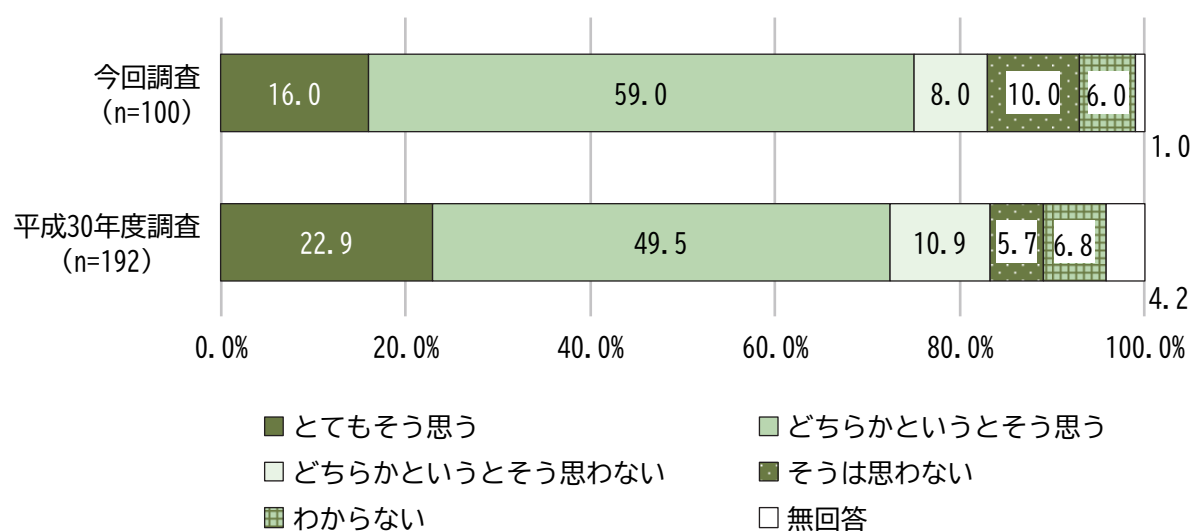
7 町の子育て環境について

子育てしやすい環境だと思うかについて、「とても思う」・「どちらかというと思う」を合わせた『思う』と回答した割合は、就学前児童保護者が76.4%、小学生保護者では73.4%となり、ともに約7割となっています。



	就学前児童		小学生	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
とても思う	9	16.4	7	15.6
どちらかというと思う	33	60.0	26	57.8
どちらかというと思わない	3	5.5	5	11.1
そうは思わない	6	10.9	4	8.9
わからない	4	7.3	2	4.4
無回答	0	0.0	1	2.2
合計	55	100.0	45	100.0

また、平成 30 年度に実施した前回調査の結果と比較すると、『長南町は子育てしやすい環境だと思うか』について、「とても思う」（－6.9 ポイント）、「どちらかというと思う」（＋9.5 ポイント）、「どちらかというと思わない」（－2.9 ポイント）、「そうは思わない」（＋4.3 ポイント）と、肯定的・否定的ともに変動が大きくなっています。

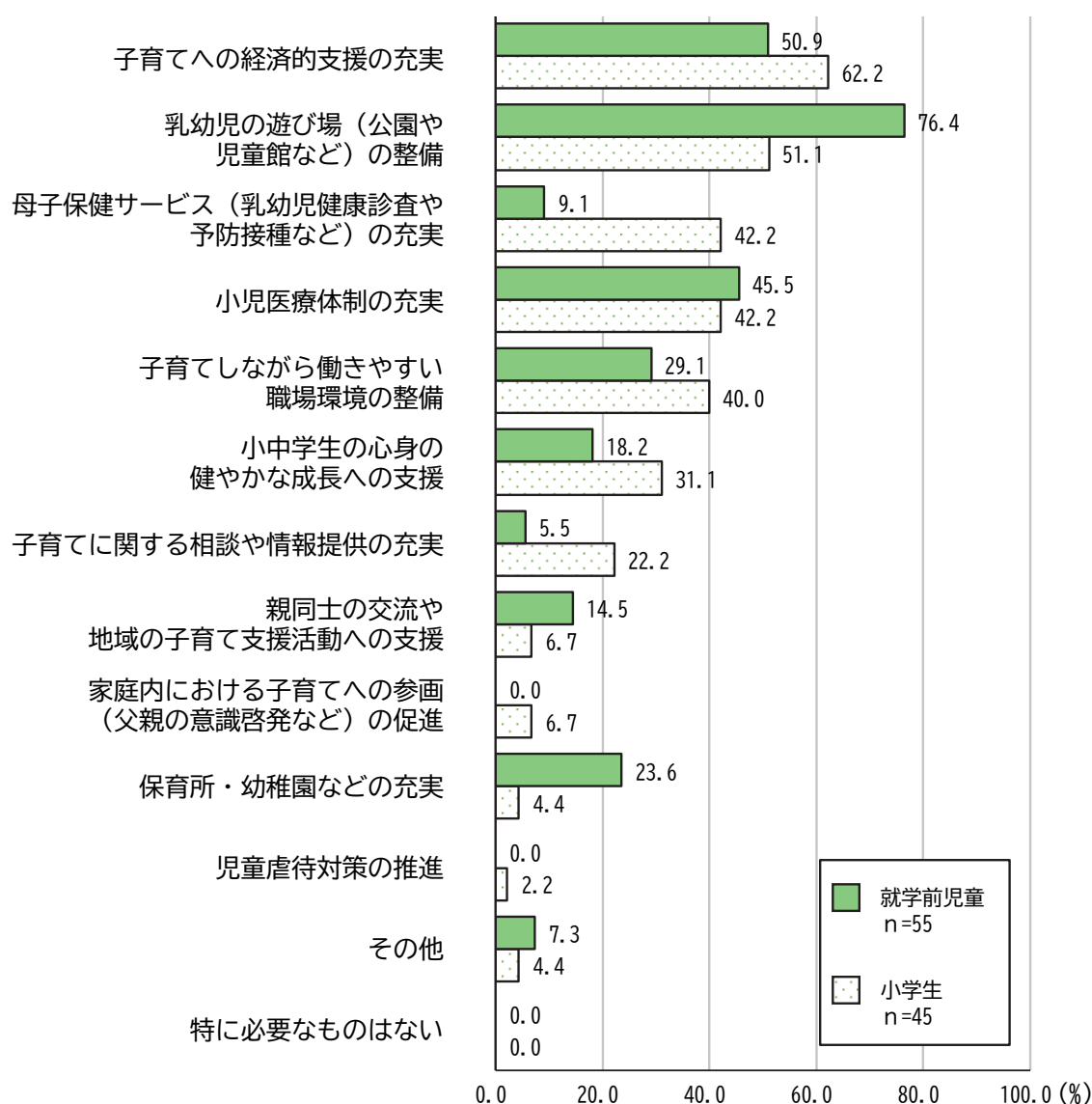


	今回調査 (就学前児童・小学生の合計)		前回調査 (平成 30 年度)	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
とても思う	16	16.0	44	22.9
どちらかというと思う	59	59.0	95	49.5
どちらかというと思わない	8	8.0	21	10.9
そうは思わない	10	10.0	11	5.7
わからない	6	6.0	13	6.8
無回答	1	1.0	8	4.2
合計	100	100.0	192	100.0

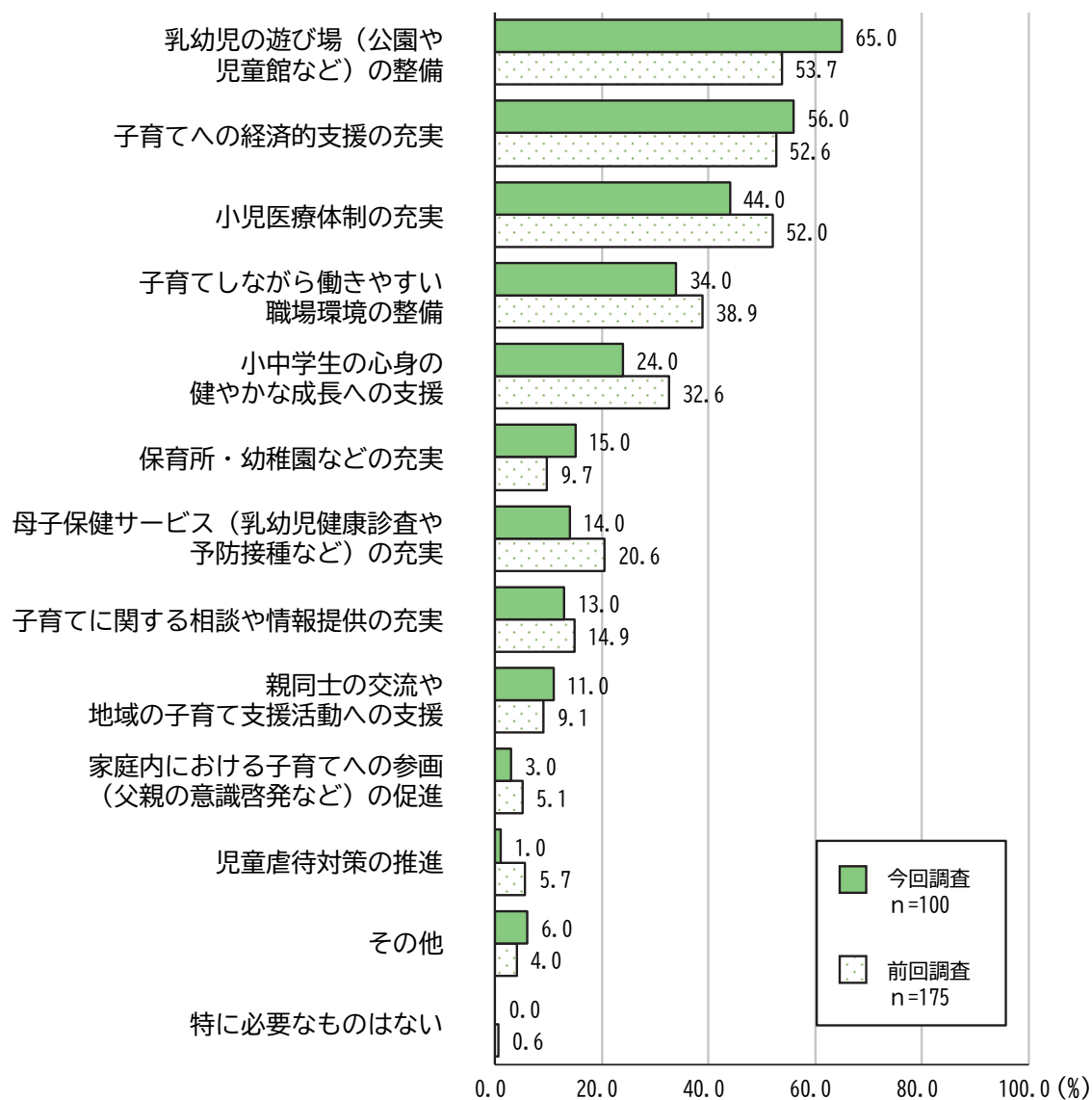
8 子育てのために今後重要だと思う事

子育てのために今後重要だと思う事について、就学前児童保護者では「乳幼児の遊び場の整備」が76.4%と最も高く、「子育てへの経済的支援の充実」が50.9%、「小児医療体制の充実」が45.5%などの高い回答がありました。

小学生保護者では「子育てへの経済的支援の充実」が62.2%と最も高く、次いで「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」が51.1%、「母子保健サービス（乳幼児健康診査や予防接種など）の充実」と「小児医療体制の充実」がともに42.2%などの回答がありました。



また、平成 30 年度に実施した前回調査の結果と比較すると、「乳幼児の遊び場の整備」(+11.3 ポイント)、「保育所・幼稚園などの充実」(+5.3 ポイント)、「子育てへの経済的支援の充実」(+3.4 ポイント)などについて、今回調査の方が高い割合となっており、身近な施設の充実や経済的支援への期待がうかがえます。



第4節 第2期計画の評価

1 目標別の評価

基本目標1 地域における子育ての支援

基本方針	評価
就学前児童の教育・保育の充実	待機児童を発生させることなく、事業を実施することができました。 女性の社会進出や社会情勢の変化に伴い、母親の就業率が高くなっていることから、今後も低年齢児を中心に高い保育ニーズが見込まれます。 保育士の確保や施設の老朽化に対する整備などが課題となっています。
子ども・子育て家庭の交流・相談等のための拠点及びネットワークづくり	平成27年から地域子育て支援拠点施設として、子育て交流館を運用していますが、児童数の減少に伴い、利用者数も減少傾向にあります。 放課後児童クラブについては、長南中学校敷地内にて実施していますが、利用希望が増加しており、定員超過への対応が必要となっています。
経済的支援の充実	全ての事業で、計画どおり遂行することができました。 子ども医療費の助成については、医療費の補助を高校生相当年齢まで引き上げ、支援を行いました。
幼児教育・保育無償化	「幼児教育・保育無償化」により3歳以上児については、保育料が無償となっています。 町独自の施策として、3歳以上児の保育所の給食費の無償化と、私立幼稚園等に通う園児の副食費の助成を行い、保護者の負担軽減を図りました。

基本目標２ 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

基本方針	評価
子どもや母親の健康の確保	妊娠期からの切れ目のない支援に努め、妊産婦指導において継続的に面談等を行うなど、母子健全育成を図り、全ての事業で、計画どおり遂行することができました。 平成 30 年度より長南保育所において、フッ化物洗口事業を開始しており、令和 6 年度からは小学校の全校児童に対象を拡大し、児童の健康な歯の維持・増進に努めました。
食育の推進	全ての事業で、計画どおり遂行することができました。 特に、保育所給食では、長南町独自のメニューなどで郷土愛着の心と健全な食育に努めました。 令和 5 年度より学校給食において調理業務委託を開始し、児童生徒への安心安全な給食の提供に努めています。
小児医療体制の充実	地域医療体制の整備について、医師会・歯科医師会の協力を得ながら体制の整備に努めました。 また、休日・夜間医療・第二次救急医療体制の整備については、情報の周知と関係機関の連携に努めました。

基本目標３ 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

基本方針	評価
子どもの生きる力の育成	長南町の特色や、同敷地内に小学校・中学校を併設しているメリットを活用した取組を進め、子どもたちの生きる力の育成に努めました。 また、ALT（外国語指導助手）を小学校・中学校へ派遣したほか、土曜補習塾を開催して、学習支援を必要とする経済的困窮家庭への支援にも取り組みました。
家庭や地域の教育力の向上	子育てやしつけに関する家庭教育支援講座の開催及び子育てサークルへの支援等によって、家庭、地域における教育力の向上を図り、子育てしやすい町づくりへの取組に努めました。
子どもの権利づくりの推進	小中学校において人権教育を促進し、児童生徒の人権意識の向上に努めました。 また、町行政に子どもたちの意見を反映し、子どもたちの町に対する意識向上に資するため、中学生を議員とした中学生議会を開催しました。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本方針	評価
安全で安心な環境の整備	令和4年度に完成した新庁舎において、トイレにベビーチェアを設置するなど、子育て世代にやさしい公共施設づくりに取り組みました。 防犯灯の設置や公園の安全確保などにも努め、誰もが安心して過ごせるよう、環境の整備に努めました。
子どもの安全の確保	地域のボランティアによる小学生の登下校時の見守り活動との連携や、防災無線を活用した子どもの防犯活動への支援などを通して、子どもの安全確保に努めました。 また、保育所、小・中学校において定期的な避難訓練を実施し、災害等に備えた対応力を培っています。
職業生活と家庭生活との両立の推進	職場における固定的な性別役割分担の解消や、家庭における男性の家事・育児への参加促進などへの周知啓発に努め、誰もが働きやすい職場づくりや男女問わず職業生活と家庭生活を両立することができる社会の実現に向けて取組を進めました。

基本目標5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

基本方針	評価
児童虐待防止対策の充実	長南町要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待等の対応に努めました。 また、虐待の早期発見・早期対応のため、支援を要する家庭に対し継続的に訪問を行うなどの取組を行っています。
ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭の自立支援のため、就業に関する研修会等の周知に努めたほか、各種手当や助成の実施、制度の周知などを進める等、様々な支援を行いました。
障がい児施設の充実	長生健康福祉センター（長生保健所）や東上総児童相談所と連携を図り、自閉症及び発達障がいへの対応の充実に努めました。 また、特別支援学級へ入学する児童生徒の保護者に対する就学に必要な費用の援助や、特別児童扶養手当の支給などを通して、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

2 事業別評価

第2期計画の評価基準については、以下の表中の基準を示し、各担当において評価しました。

A	計画どおり遂行した/計画どおりの成果を得た。(ほぼ 100%実施した)
B	計画どおり遂行した/一部成果の得られないものがあつた。(75%程度実施した)
C	現在、施策・事業の達成に向けて動いている。(半分程度実施した)
D	計画どおり遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。(施策・事業に着手し、動き始めることはできた)
E	現在、ほとんど手をつけていない。(施策・事業に着手することができなかった)

第2期計画			
事業番号	事業名	担当課	評価
1	保育所運営の充実	保育所	B
2	延長保育事業	保育所	A
3	障がい児保育事業	保育所	A
4	乳児保育の促進	保育所	A
5	一時預かり事業	保育所	B
6	保育所送迎バス	保育所	A
7	子育て教室の開催	健康保険課	A
8	保育所における子育て支援事業	保育所	A
9	地域子育て支援拠点事業の実施	福祉課	A
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	福祉課	A
11	児童公園	各担当課	C
12	公民館活動の推進	教育課	A
13	子どもの読書活動の推進	教育課	B
14	美術館・郷土資料館活動の推進	教育課	A
15	子育て支援サービスに関する情報提供	福祉課・健康保険課	B
16	外国につながる幼児への支援・配慮	各担当課	C
17	家庭児童相談事業	福祉課	B
18	多世代交流の機会	保育所	B
19	出産祝金の支給	福祉課	A
20	乳幼児紙おむつ用ゴミ袋無料配布	福祉課	A
21	児童手当の支給	福祉課	A
22	子ども医療費の助成	健康保険課	A
23	保育料の減免	福祉課	A
24	就学援助制度	教育課	A
25	遠距離通学に対する支援	教育課	A
26	施設等利用給付の円滑な実施の確保	福祉課	B
27	母子健康手帳等の交付	健康保険課	A
28	妊婦健康診査の実施	健康保険課	A
29	新生児・妊産婦訪問指導	健康保険課	A
30	乳幼児訪問指導の実施	健康保険課	A
31	乳幼児健康診査の実施	健康保険課	A
32	乳幼児健康相談の実施	健康保険課	A
33	乳幼児の育成指導事業の実施	健康保険課	A

第2期計画			
事業番号	事業名	担当課	評価
34	歯科健康診査等の実施	健康保険課	A
35	予防接種の実施	健康保険課	A
36	離乳食指導	健康保険課	A
37	保育所給食の推進	保育所	A
38	学校給食の推進	教育課	A
39	食育推進員の活動	健康保険課	A
40	地域医療体制の整備	健康保険課	A
41	休日・夜間医療・第二次救急医療体制の整備	健康保険課	A
42	学校教育の充実	教育課	A
43	キラリ輝く長南っ子事業	教育課	A
44	多様な体験活動の推進	教育課	B
45	開かれた学校づくり	教育課	A
46	保育所、幼稚園と小学校の連携	保育所・教育課	A
47	国際理解教育の充実	教育課	A
48	子育て学習講座事業の推進	教育課	D
49	子育てサークル活動への支援	福祉課	A
50	児童生徒の人権教育の促進	教育課	A
51	子どもの声を生かしたまちづくりの推進	教育課	C
52	交通環境の整備	建設課	A
53	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	各担当課	A
54	公園の安全確保	各担当課	B
55	防犯灯設置の促進	総務課	A
56	パトロール活動の推進	教育課	B
57	自主防犯活動の促進	総務課	C
58	学校の安全管理及び防犯講習の実施	教育課	B
59	子どもの防犯活動の支援	教育課	A
60	避難訓練の実施	保育所・教育課	A
61	男女共同参画の意識づくり	企画財政課	A
62	就業条件・環境の整備	企画財政課	A
63	ハローワーク等関係機関との連携	産業振興課	A
64	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	企画財政課	A
65	男女の出会いの場づくり	企画財政課	D
66	要保護児童対策地域協議会の設置	福祉課	A
67	虐待の発生予防	福祉課・健康保険課	A
68	虐待の早期発見・早期対応	福祉課・健康保険課	A
69	虐待に関する相談体制の充実	福祉課	A
70	就業機会の拡充	福祉課・産業振興課	B
71	ひとり親家庭等の自立、就業支援	福祉課	A
72	障がい福祉サービスの充実	福祉課	A
73	自閉症及び乳幼児の発達障がいへの対応	福祉課	A
74	特別児童扶養手当の支給	福祉課	A
75	特別支援教育の推進	教育課	B
76	障がい児の生活支援ネットワーク化の推進	福祉課	A

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画では、「第2期長南町子ども・子育て支援事業計画」の考え方を踏襲し、基本理念を「ひとりじゃないよ みんなで育てる 未来に輝く 長南っ子」とします。

ひとりじゃないよ みんなで育てる 未来に輝く 長南っ子



本町は、都市近郊にあって、人と自然が共生するとともに、長年にわたって築き上げてきたお互いを思いやり、支え合う町民性が今も息づいています。

このような中で、家庭での教育の重要性を再認識しつつ、幼稚園・保育所・学校、ボランティア、自治会、行政などに関わる全ての人が、子ども・子育て家庭を支え、本町の未来を担う子どもたちが生き生きと輝けるよう育むことを目指し、計画を推進していきます。

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町には、保育所は1か所、私立の幼稚園が1園、町立小学校が1校あります。引き続き、町内で一体的なサービスを提供していくため、教育・保育提供区域は全町一地区と設定し、需給体制を確保していきます。

名称	住所
町立 長南保育所	〒297-0121 長南町長南 759
私立 長生学園幼稚園	〒297-0121 長南町長南 379
町立 長南小学校	〒297-0121 長南町長南 2060

第3節 施策の方向性

基本目標1 地域における子育ての支援

本計画策定に先立って行われたアンケート調査では、現在フルタイムで就労している未就学児の母親は 49.1%となっており、全国的な傾向と同様に共働き世帯が増加していることがわかります。

また、近年子どもの貧困も大きな課題となっており、貧困は経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において子どものその後の人生に影響を及ぼし、貧困が連鎖することも問題となっています。

それぞれに異なる子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえながら、幼児期の教育・保育事業の充実に取り組むことで、地域のニーズに応じた総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実するよう努めます。あわせて、教育・保育に携わる人材の育成や確保についても取組を推進し、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整備します。

また、支援を必要とする子育て世帯への経済的支援の充実を図り、全ての子どもが生まれ育った環境に関わらず、健やかに成長することができるよう施策を推進します。

基本目標2 切れ目のない支援による母子健康の確保及び増進

出産後の早い時期から就労を希望する母親が増加しており、妊娠・出産に対する支援やケアがますます重要となっています。健康診査などを通して妊婦の健康管理を支援するほか、乳児家庭への訪問や特別な支援が必要な子ども・母親に対するサポートなどを通して、誰もが安心して妊娠・出産ができる支援体制を整えることが求められています。

また、本町の未就学児保護者を対象としたアンケート調査では、子育てしやすい町づくりのために今後重要なことについて、「小児医療体制の充実」との回答は 45.5%となっており、質の高い小児医療の提供についてニーズが高いことが伺えます。

母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組の充実を図り、子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

あわせて、離乳食に関する個別指導や給食を通じた食育、小児医療体制の整備など、子どもとその保護者が安心して過ごすことができるよう、多面的な支援を進めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

国の示す「こども大綱」において、子どもは生まれながらに権利の主体であること、また、子どもが自らの意見を表明することや、社会に参画することの重要性が示されています。

あわせて、子どもが心身ともに健やかに成長するためには、多様な遊びや体験活動が充実していること、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことが重要であるとしています。

子どもの生きる力を育むため、学校教育のみならず、様々な主体と連携した、多様な遊びや体験の取組を推進するほか、市民団体等と連携し、地域でつながり合いながら子育てをすることができる環境づくりを促進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

妊婦や子ども連れを含む全ての人が安心して暮らし、外出するためには、防犯対策の充実や安全に移動することができる環境整備が重要となります。

子どもが安心して遊べる場については、基金等を活用して整備を推進していくほか、安全な歩道の整備等、安全に楽しく外出ができる環境を整えとともに、子育て環境に適した居住環境づくりを促進します。

また、そのような環境の整備に加え、全ての人が仕事、家庭、地域生活等の様々な活動を、自ら希望するバランスで行うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、子育てをする当事者が、子育てに伴う喜びを実感できるよう、地域における仕事と子育ての両立の支援を推進します。

基本目標5 支援を要する子どもへのきめ細かな取組の推進

全国的な少子高齢化や核家族化の進行により近隣とのつながりが低下しており、貧困やヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族のケアなどを日常的に行っている子ども）などの支援が必要な世帯が地域の中で見えづらく、必要な支援も届きにくくなる傾向にあります。

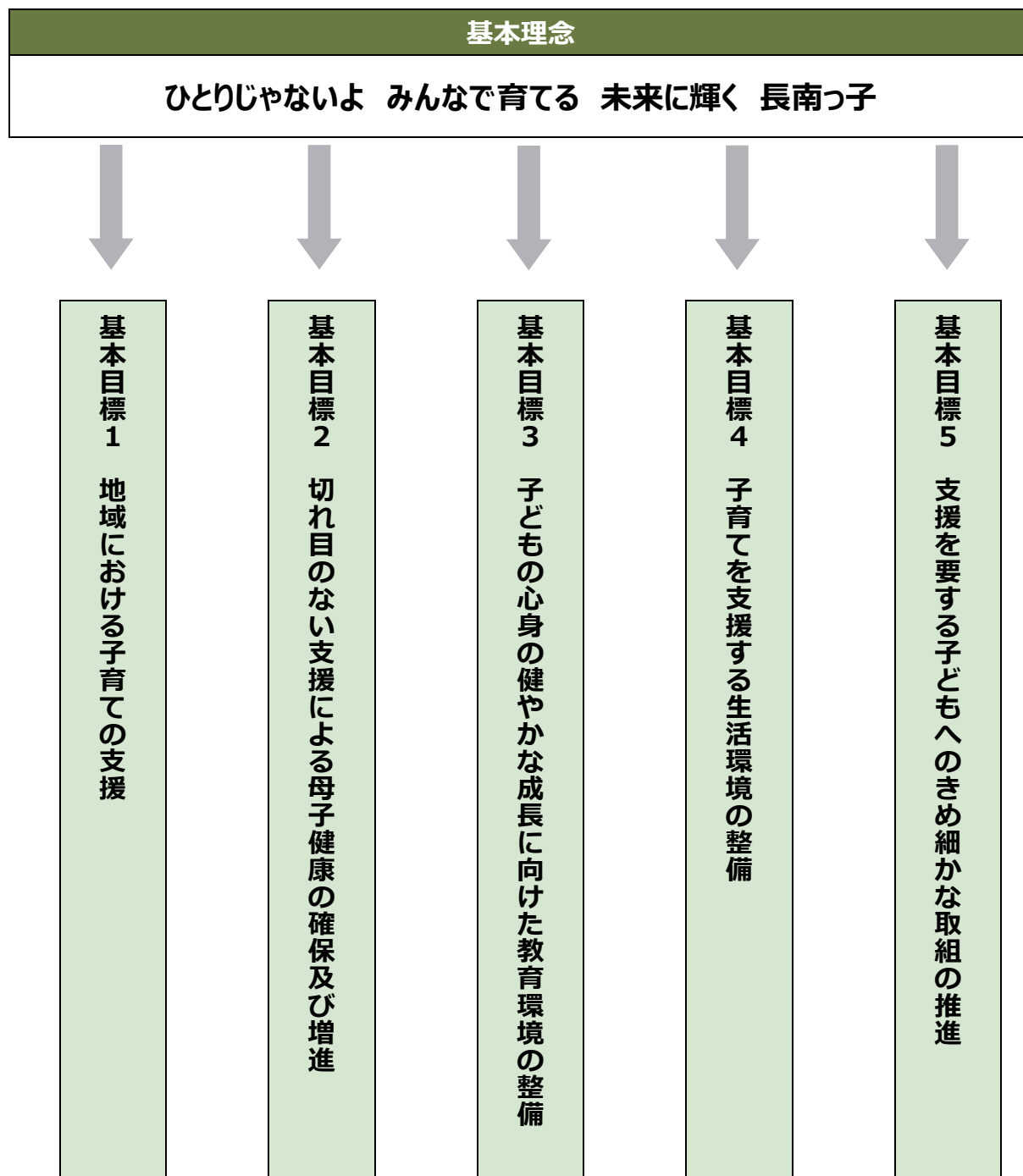
近年、様々な課題が表出している、ひとり親家庭やヤングケアラーなどへの支援について充実を図り、あわせて児童虐待防止対策を推進することで、全ての子どもの健やかな成長を支えるきめ細やかな支援体制の構築を図ります。

また、障がい、発達に遅れがあるなど、特別なケアが必要な子どもと家庭への支援を充実させ、個々の状況に応じた切れ目のないサポート体制の整備を促進します。

第4節 施策の体系図

本計画では、先に掲げた基本理念の下、子育て支援に関する各事業の推進に努めていきます。

基本理念を実現するため、分野別に5つの基本目標を設定します。



第4章 分野別施策の展開

第1節 地域における子育ての支援

<基本方針>

- ① 就学前児童の教育・保育の充実
- ② 子ども・子育て家庭の交流・相談等のための拠点及びネットワークづくり
- ③ 貧困対策を含む子育て家庭への経済的支援の充実

① 就学前児童の教育・保育の充実

【事業番号 1】

事業名	保育所運営の充実	担当課等	保育所
方向性	町内1か所、定員250人を維持し、増加傾向にある低年齢児のニーズの充実に努めます。また、適宜、施設整備に努めます。		

【事業番号 2】

事業名	延長保育事業	担当課等	保育所
方向性	保育所の保育時間は原則最大11時間ですが、保育範囲内（7:00～18:30）において、延長保育を実施します。		

【事業番号 3】

事業名	障がい児保育事業	担当課等	保育所
方向性	必要に応じて職員1人を配置し、通常保育料のみで受け入れます。特別な援助を必要とする子どもの保育の充実に努めます。		

【事業番号 4】

事業名	乳児保育の促進	担当課等	保育所
方向性	保育所において、生後6か月から受入れを継続するとともに、乳児保育の促進に努めます。		

【事業番号 5】

事業名	一時預かり事業	担当課等	保育所
方向性	未就園児を対象に、1日当たり定員4人、施設1か所を維持し、継続します。		

【事業番号 6】

事業名	保育所送迎バス	担当課等	保育所
方向性	3歳以上児を対象とした、送迎バス2台を運行します。		

② 子ども・子育て家庭の交流・相談等のための拠点及びネットワークづくり

【事業番号 7】

事業名	子育て教室の開催	担当課等	健康保険課
方向性	未就学児を対象に親子のふれあい遊びや、親同士の交流を図る場として月1回「ぴよぴよひろば」を開催します。子どもの健やかな成長と良好な親子関係づくり、親同士の交流により孤立化防止を図ります。		

【事業番号 8】

事業名	保育所における子育て支援事業	担当課等	保育所
方向性	未就園児とその保護者を対象とした子育て支援として、園庭開放（週1回）、育児相談（随時）、在宅児と園児の交流（週1回）を実施します。		

【事業番号 9】

事業名	地域子育て支援拠点事業の実施	担当課等	福祉課
方向性	平成27年から地域子育て支援拠点として活用している長南町子育て交流館について、児童数の減少に伴い、利用者も減少しているため、子育て世帯だけでなく、高齢者へも活用を広げ、多世代での交流の拠点としても活用していきます。		

【事業番号 10】

事業名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	担当課等	福祉課
方向性	小学生を対象に実施します。 支援員の質の向上を図るため、資格研修等への参加を促します。 利用希望の増加による定員超過に対応するため、学校の空き教室などを活用して分散での預かりを実施し、子どもたちの安全を確保します。		

【事業番号 11】

事業名	児童公園	担当課等	総務課 建設課 産業振興課
方向性	町内の児童公園について、定期的な点検を実施します。 遊具の整備と安全管理に努めます。		

【事業番号 12】

事業名	公民館活動の推進	担当課等	教育課
方向性	体験学習など様々な活動の推進を行います。 子ども祭りを開催し、各種体験講座や作品展示、芸能発表などの活動を行います。 文化活動の成果の発表や、地域社会に広く文化・芸術への理解を深めるため、文化祭を開催し、各サークルの作品展示や芸能発表を開催します。		

【事業番号 13】

事業名	子どもの読書活動の推進	担当課等	教育課
方向性	中央公民館にある図書室の令和6年4月1日現在の蔵書数は9,100冊です。 今後は多くの子ども向けの図書（児童文学）を購入することを予定しています。		

【事業番号 14】

事業名	郷土資料館活動の推進	担当課等	教育課
方向性	郷土資料館、教育資料館を維持します。 長南フェスティバル等のイベントに合わせて、「勾玉づくり」、「火起こし体験」、「土笛づくり」等、自由参加型の体験コーナーを実施します。 小学校の社会科見学では、児童が実際に展示資料に触れながら学習できるようなプログラムを実施します。		

【事業番号 15】

事業名	子育て支援サービスに関する情報提供	担当課等	健康保険課
方向性	地域住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、広報、ホームページ、LINE、子育て応援アプリ（母子モ）を活用して、子育て支援に関する各種情報の提供に努めます。 母子保健事業に関しては、年間の行事予定表を作成し、出生届手続きの際や新生児訪問・乳幼児健診等で随時配布します。		

【事業番号 16】

事業名	外国につながる幼児への支援・配慮	担当課等	福祉課 健康保険課
方向性	外国人親子に対し、共生社会の一員として保護者へ子育て支援などについての情報を提供していきます。		

【事業番号 17】

事業名	家庭児童相談事業	担当課等	福祉課
方向性	子どもの生活習慣、しつけの問題、家庭における人間関係、学校生活、引きこもり、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けます。 子育て応援コーディネーターが長生健康福祉センターの家庭児童相談員等の職員や、教育委員会等関係機関と連携し、家庭訪問やケース会議によって対応するなど、家庭児童相談事業の充実に努めます。		

【事業番号 18】

事業名	多世代交流の実施	担当課等	保育所
方向性	季節の行事を通して、子どもと保護者、高齢者が交流できる機会を設けます。		

③ 貧困対策を含む子育て家庭への経済的支援の充実

【事業番号 19】

事業名	出産祝金の支給	担当課等	福祉課
方向性	新生児の誕生を祝福し、子どもの増加と福祉の向上を図ることを目的に新生児1人につき100,000円を、第3子以降は1人につき300,000円を出産祝金として支給します。 引き続き、支給を拡充して支援を行います。		

【事業番号 20】

事業名	乳幼児紙おむつ用ゴミ袋無料配布	担当課等	福祉課
方向性	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0歳から2歳の乳幼児のいる世帯にゴミ袋（年間50枚）を無料で配布します。		

【事業番号 21】

事業名	児童手当の支給	担当課等	福祉課
方向性	国の制度に基づき児童手当を支給します。		

【事業番号 22】

事業名	子ども医療費の助成	担当課等	健康保険課
方向性	高校生相当年齢までの通院や入院医療費に対し、所得制限及び自己負担なく助成します。		

【事業番号 23】

事業名	保育料の減免	担当課等	福祉課
方向性	2人以上同時入所、ひとり親世帯、災害、疾病、第3子以降、その他の経済的な理由等により町長が保育料の納入が困難と認めた者を対象に減免を行い、経済的支援に努めます。 令和元年10月から3歳以上児の保育料を無償化しており、町独自の施策として3歳以上児の給食費も無償とすることで、子育て支援の充実を図ります。		

【事業番号 24】

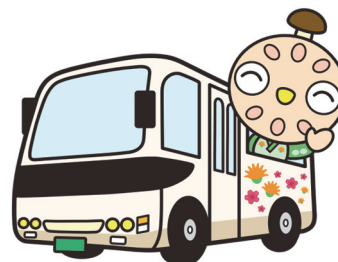
事業名	就学援助制度	担当課等	教育課
方向性	要保護・準要保護世帯で、経済的な理由により就学困難な児童生徒について、就学に必要な費用の援助を行います。		

【事業番号 25】

事業名	遠距離通学に対する支援	担当課等	教育課
方向性	中学校から6km以上の遠距離通学をする生徒に対して通学費を補助します。		

【事業番号 26】

事業名	施設等利用給付の円滑な実施の確保	担当課等	福祉課
方向性	給付対象となる施設を利用する保護者に対し、制度の周知を図り、経済的負担が軽減できるよう円滑な給付で子育て家庭を支援します。 私立幼稚園等に通う園児の副食費を助成し、負担軽減を図ります。		



第2節 切れ目のない支援による母子健康の確保及び増進

<基本方針>

- ① ライフステージに応じた子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 小児医療体制の充実

① ライフステージに応じた子どもや母親の健康の確保

【事業番号 27】

事業名	母子健康手帳等の交付	担当課等	健康保険課
方向性	母子健康手帳の交付とともに、保健師が妊婦の健康管理や育児について個別相談を実施します。		

【事業番号 28】

事業名	妊婦健康診査の実施	担当課等	健康保険課
方向性	14 回分の健診費を助成します。 健診結果データを健診委託先から受け取り、必要に応じて保健指導を実施します。		

【事業番号 29】

事業名	新生児・妊産婦訪問指導	担当課等	健康保険課
方向性	生後 28 日までの新生児・妊産婦について保健師または助産師が訪問します。 産後うつ傾向や、子どもの体重増加等の相談がある場合は、継続訪問に努めます。		



【事業番号 30】

事業名	乳幼児訪問指導の実施	担当課等	健康保険課
方向性	各種健診や相談で経過観察となった乳幼児を持つ保護者に対して、定期的に訪問、電話相談等を実施し、保健指導を行います。 乳幼児健診の未受診児に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。 毎月1回保育所健康相談を実施し、経過観察及び保育士との情報共有を行います。 療育機関と連携し、訪問事業の充実に努めます。		

【事業番号 31】

事業名	乳幼児健康診査の実施	担当課等	健康保険課
方向性	乳幼児の健康増進及び病気の早期発見、治療のために、3～6か月児（医療機関に委託）、7～8か月児（医療機関に委託）、9～11か月児（医療機関に委託）、1歳6か月児、3歳児等を対象にした健康診査を行います。 また、事後対策として、要継続指導児を把握し、適切なフォローを行うとともに、1歳6か月児・3歳児健診については、未受診児を持つ保護者に対し、電話・文書・訪問等にて勧奨します。		

【事業番号 32】

事業名	乳幼児健康相談の実施	担当課等	健康保険課
方向性	4・7・12か月の乳児に歯科衛生士・管理栄養士・保健師が歯科・栄養・育児相談を実施します。 7か月児を対象に乳児相談の会場でブックスタートを実施し、ブックスタートボランティアが、読み聞かせを実施します。		

【事業番号 33】

事業名	乳幼児の育成指導事業の実施	担当課等	健康保険課
方向性	乳幼児健康診査や健康相談で、経過観察となった乳幼児を持つ保護者に対して、その乳幼児の健やかな発達への支援を目的とした育成指導を行います。 毎月1回、個別育児相談日を設けて、保健師または言語聴覚士が相談に対応します。		

【事業番号 34】

事業名	歯科健康診査等の実施	担当課等	健康保険課
方向性	1歳6か月児、2歳児、3歳児健診時の、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士によるフッ化物塗布及び個別指導、保育所に通う3～5歳児を対象としたむし歯予防教室、妊婦歯科個別健診の実施に加え、年長児に行っていたフッ化物洗口事業の対象を拡大し、令和6年度からは小学校の全校児童にも開始するなど、妊娠期から学童期まで一貫した歯科保健事業に努めます。		

【事業番号 35】

事業名	予防接種の実施	担当課等	健康保険課
方向性	予防接種は全て個別接種（契約医療機関）で実施し、安全かつ効果的な実施に努めます。		

② 食育の推進

【事業番号 36】

事業名	離乳食指導	担当課等	健康保険課
方向性	乳児相談時、4か月児については全員、他の月齢については随時、離乳食の進め方を個別に指導します。 離乳食の調理指導は、個々の時間に合わせて受講できるよう、子育て応援アプリ（母子モ）等で動画配信を行います。		

【事業番号 37】

事業名	保育所給食の推進	担当課等	保育所
方向性	給食献立及び給食時を楽しむ取組など、今後も保育所給食の充実に努めます。 全園児の完全給食、離乳食アレルギー食、体調不良児への配慮食などに考慮し対応します。		

【事業番号 38】

事業名	学校給食の推進	担当課等	教育課
方向性	令和5年4月より調理業務委託を開始し、児童生徒へ安心安全で美味しい給食を安定的かつ継続的に提供します。		

【事業番号 39】

事業名	食育推進員の活動	担当課等	健康保険課
方向性	乳幼児から中学生まで、おやつ作りや調理実習等の食育活動を実施し、子どもたちが健全な食生活が送れるように努めます。		

③ 小児医療体制の充実

【事業番号 40】

事業名	地域医療体制の整備	担当課等	健康保険課
方向性	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会の協力を得ながら医療機関と連携し、地域医療体制の整備に努めます。		

【事業番号 41】

事業名	休日・夜間医療・ 第二次救急医療体制の整備	担当課等	健康保険課
方向性	子どもが急に具合が悪くなった際の相談窓口として、広報等を活用し千葉県が実施している＃8000番事業の普及に努めています。 近隣の市町村にある各種関係機関との連携と情報の周知に努めます。		



第3節 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

<基本方針>

- ① 多様な体験や活躍できる場の整備
- ② 家庭や地域の教育力の向上
- ③ 子どもの権利擁護・意見尊重の推進

① 多様な体験や活躍できる場の整備

【事業番号 42】

事業名	学校教育の充実	担当課等	教育課
方向性	学習指導要領に基づき、生きる力の育成を図るために、学校教育の充実に努めます。 長南町の特色を生かした取組や、同敷地のメリットを生かした一貫型の小学校・中学校間の連携に努めます。		

【事業番号 43】

事業名	キラリ輝く長南っ子事業	担当課等	教育課
方向性	学校主体の漢字能力検定及び英語検定事業、合同芸術鑑賞会、伝統芸能・文化の体験事業を行い、特色のある教育活動に取り組みます。		

【事業番号 44】

事業名	多様な体験活動の推進	担当課等	教育課
方向性	わくわく体験クラブ講座の開催、福祉ネットワークづくりへの参加等、今後も体験活動内容の充実に努めます。 土曜補習塾を開催して学習支援を必要としている経済的困窮家庭の支援に努めます。		

【事業番号 45】

事業名	開かれた学校づくり	担当課等	教育課
方向性	保護者、地域人材、各種団体等の教育力を生かし、学校運営協議会、地域学校協働本部の活動を推進します。		

【事業番号 46】

事業名	保育所、幼稚園と小学校の連携	担当課等	教育課 保育所
方向性	年長児童と小学校 1 年生との交流・体験入学を実施します。 年長児童では、小学校の運動会の就学前レースに参加します。 中学校 2 年生では、保育所や幼稚園で職場体験事業を実施するなど、様々な事業の連携に努めます。		

【事業番号 47】

事業名	国際理解教育の充実	担当課等	教育課
方向性	発達段階に応じた国際理解教育の充実に努めます。 小学校、中学校に A L T（外国語指導助手）を派遣し、ネイティブな英語に触れる機会を設けます。 小学生は、体験的な英語活動を通じて使える英語の習得に努めます。 中学生は、海外交流研修事業を通じ、外国人と触れ合う機会を設けています。		



② 家庭や地域の教育力の向上

【事業番号 48】

事業名	子育て学習講座事業の推進	担当課等	教育課
方向性	子育てやしつけなど、家庭教育の在り方を見つめ直してもらうため、家庭教育に関心の少ない親などを含めたより多くの親を対象に「家庭教育支援講座」を開設し、考える機会を提供することで家庭教育の再生に努めます。		

【事業番号 49】

事業名	子育てサークル活動への支援	担当課等	福祉課
方向性	自主サークルの運営、内容に関する相談や育児相談等の支援をしており、今後も子育てサークル活動への支援の充実に努めます。 長南町子育て交流館を拠点として、子育てしやすい町づくりを進めます。		

③ 子どもの権利擁護・意見尊重の推進

【事業番号 50】

事業名	児童生徒の人権教育の促進	担当課等	教育課
方向性	小中学校において、人権教育の全体計画及び指導計画を作成し、児童生徒の人権意識の向上に努めます。		

【事業番号 51】

事業名	子どもの声を生かした町づくりの推進	担当課等	教育課
方向性	地域の産業や人々の活動に触れる機会を設けます。 また、子どもたちの町に対する意識の向上及び子どもたちの声を生かすため、中学生議会等の意見発表の場を設定します。		



第4節 子育てを支援する生活環境の整備

<基本方針>

- ① 安全で安心な環境の整備
- ② 子どもの安全の確保
- ③ ワーク・ライフ・バランスの充実等の推進

① 安全で安心な環境の整備

【事業番号 52】

事業名	交通環境の整備	担当課等	建設課
方向性	登下校時の安全確保に努めます。		

【事業番号 53】

事業名	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	担当課等	各担当課
方向性	公共施設建設の際は、子どもサイズの便器や手洗い器、ベビーベッド、ベビーカーチェア、授乳室など、子育て世代が安心して利用できる設備の設置を推進していきます。		

【事業番号 54】

事業名	公園の安全確保	担当課等	総務課 建設課 産業振興課
方向性	犯罪が発生するおそれのある公園については、防止対策として樹木のせん定を実施し、見通しの良い環境づくりを進めるとともに、シルバー人材センター・美化作業員を活用して、清掃・草刈りを行い環境整備にも努めます。		

【事業番号 55】

事業名	防犯灯設置の促進	担当課等	総務課
方向性	犯罪を防止し安全に暮らせる町づくりを推進するため、地域住民からの要望に対して、自治会及び防犯組合と協議の上、防犯灯の設置促進に努めます。		

② 子どもの安全の確保

【事業番号 56】

事業名	パトロール活動の推進	担当課等	総務課 教育課
方向性	交通安全協会、防犯指導員、教師、地域ボランティア等の連携により、登下校時にパトロール活動を実施します。		

【事業番号 57】

事業名	自主防犯活動の促進	担当課等	総務課
方向性	自主防犯活動を促進するために、警察と協力し、防犯活動に関する情報提供や相談窓口の設置（移動交番等）を行うことと、防犯意識を高めるため学校、自治会を通して、啓発活動（公式LINE、防災無線の活用も含む）を実施することで、自主防犯活動の促進に努めます。		

【事業番号 58】

事業名	学校の安全管理及び防犯講習の実施	担当課等	教育課
方向性	児童生徒に安全な環境を提供できるよう、学校の防犯マニュアルに基づき、学校の安全管理の推進に努めます。 児童に対しては犯罪等に遭うことがないように防犯講習の実施に努めます。		

【事業番号 59】

事業名	子どもの防犯活動の支援	担当課等	教育課
方向性	防災無線を活用した「見守り活動のお願い」の定時放送等を行います。		

【事業番号 60】

事業名	避難訓練の実施	担当課等	保育所 教育課
方向性	災害等の発生に備え、子どもたちの発達段階に応じて、地震や火災、不審者への避難訓練を実施します。		

③ ワーク・ライフ・バランスの充実等の推進

【事業番号 61】

事業名	男女共同参画の意識づくり	担当課等	企画財政課
方向性	固定的な性別役割分担意識、職場における慣行等を解消するため、研修会・講演会への参加促進や意識啓発に向けたパンフレットの配布を行います。		

【事業番号 62】

事業名	就業条件・環境の整備	担当課等	企画財政課
方向性	男性も家庭生活に参加することで男女がともに職業生活・家庭生活において両立ができるように、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。		

【事業番号 63】

事業名	ハローワーク等関係機関との連携	担当課等	産業振興課
方向性	ハローワーク茂原や千葉県が実施する雇用促進事業の支援、連携に努めます。 また、パンフレットの配布やポスターの掲示など、今後も国、千葉県、農業団体及び商工団体等関係団体との連携に努めます。		

【事業番号 64】

事業名	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	担当課等	企画財政課
方向性	講演会や講座への参加、意識啓発パンフレットの配布、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。		

【事業番号 65】

事業名	男女の出会いの場づくり	担当課等	企画財政課
方向性	男女の出会いというプライベートな部分に他者が介入し関わっていくことを望まない方が多く、結婚相談の登録者数も少ないことから、令和6年9月1日付けで長南町結婚相談員協議会を廃止しました。 今後は若い世代の結婚生活のスタートアップを応援するため、結婚をきっかけに新たに住宅の購入及び増改築や、引っ越し、賃借した際にかかる費用を経済的に補助し支援を行っていきます。		

第5節 支援を要する子どもへのきめ細かな取組の推進

<基本方針>

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ヤングケアラーへの支援
- ③ ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ④ 障がい児施策の充実

① 児童虐待防止対策の充実

【事業番号 66】

事業名	要保護児童対策地域協議会の設置	担当課等	福祉課
方向性	学校や警察等の関係機関で構成される長南町要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待等の対応に努めます。		

【事業番号 67】

事業名	虐待の発生予防	担当課等	福祉課 健康保険課
方向性	新生児訪問や乳児相談などにおいて虐待に関する観察や、リーフレットを配布し、虐待の発生予防に努めます。		

【事業番号 68】

事業名	虐待の早期発見・早期対応	担当課等	福祉課 健康保険課
方向性	関係機関が協議・協力しながら、子どもたちの健康観察や情報収集を行います。 また、乳幼児の要支援者等に対して継続的に訪問し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。		

【事業番号 69】

事業名	虐待に関する相談体制の充実	担当課等	福祉課
方向性	関係機関と要保護児童対策協議会の代表者会議を年1回、実務者会議を年3回、個別支援会議を随時開催し、関係機関との情報共有及びより迅速かつ個別性の高い支援に努めます。		

② ヤングケアラーへの支援

【事業番号 70】

事業名	ヤングケアラーの発見・対応	担当課等	福祉課
方向性	要保護児童対策協議会などで対象の家庭の情報を共有します。 また、不登校児童等の家庭訪問をする中で、ヤングケアラーの存在に気づき、必要な支援につながるよう取り組みます。		

③ ひとり親家庭等の自立支援の推進

【事業番号 71】

事業名	就業機会の拡充	担当課等	福祉課 産業振興課
方向性	国・千葉県からのポスター掲示や、パンフレットの配布等により情報を発信し、就業機会の充実に努めます。		

【事業番号 72】

事業名	ひとり親家庭等の自立、就業支援	担当課等	福祉課
方向性	自立・就学・相談支援を推進します。 母子家庭の母または父子家庭の父の就労を支援するため、各種制度・支援についてパンフレット、リーフレットを配布して周知に努めます。 また、ひとり親家庭等の自立、就業支援の充実に図るために以下の事業を努めます。 ・児童扶養手当の支給 ・ひとり親家庭等医療費等助成制度 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付け		



④ 障がい児施策の充実

【事業番号 73】

事業名	障がい福祉サービスの充実	担当課等	福祉課
方向性	各種支援において日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施し、障がい福祉サービスの充実及び推進に努めます。		

【事業番号 74】

事業名	自閉症及び乳幼児の発達障がいへの対応	担当課等	福祉課
方向性	長生健康福祉センター（長生保健所）及び東上総児童相談所と連携を図り、自閉症等の相談については専門機関などを紹介、乳幼児の発達障がいの相談については関係機関と連携し対応します。 自閉症及び乳幼児の発達障がいへの対応の充実に努めます。		

【事業番号 75】

事業名	特別児童扶養手当の支給	担当課等	福祉課
方向性	特別支援学級へ入級する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を援助します。 また、本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、特別児童扶養手当を支給します。		

【事業番号 76】

事業名	特別支援教育の推進	担当課等	教育課
方向性	特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、特別支援教育の推進を図ります。 特別支援学級へ入級する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費の支給を行います。		

【事業番号 77】

事業名	障がい児の生活支援ネットワーク化の推進	担当課等	福祉課
方向性	障がい児とその家族の状況把握や情報の収集に当たり、今後も障がい児の生活支援ネットワーク化の推進に努めます。		

第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保方策

第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

1 量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は、各年度における区域ごとの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の必要事業量（量の見込み）を算出し、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めなければならないとされています。

量の見込みに当たっては、就学前児童及び小学校児童保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」の手順に沿って算出しています。ただし、ニーズ調査の回答結果を用いた推計においては、算出される数値が実際の利用見込みと比べ大きく算出される傾向にあることを踏まえ、本町の地域特性や実際の利用実績、確保可能な見込み量等を勘案し、補正を行いました。

2 認定の区分

認定の区分		主な利用施設
1号認定	満3歳以上で教育を必要とする就学前児童	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前児童	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所、小規模保育、認定こども園

※本町に認定こども園施設はありませんが、安定した教育・保育の提供に向け、今後は町内の教育・保育施設の認定こども園化を検討していきます。また、町内の私立幼稚園と公立保育所の合同での研修の実施を検討する等、お互いの理解を深め、幼稚園教諭・保育士双方の資質向上を図るための支援を行っていきます。

3 量の見込みと確保方策

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号 認定	量の見込み	9	9	8	7	6
	確保方策 (確認を受けない幼稚園*)	9	9	8	7	6
2号 認定	量の見込み	69	68	60	55	54
	確保方策	192	192	192	192	192
3号 認定	量の見込み	38	38	38	36	35
	0歳	8	8	8	7	7
	1歳	14	15	15	14	14
	2歳	16	15	15	15	14
	確保方策	58	58	58	58	58

※長生学園幼稚園は新制度への移行をしていないため、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（確認を受けない幼稚園）となります。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

小学校では、年長児童と小学校1年生との交流や体験入学を実施しているほか、年長児童に小学校運動会での就学前レースに参加してもらう取組を行っています。

中学校では、中学校2年生による保育所や幼稚園での職場体験を実施しています。

長南町保幼小中一貫教育	
1	就学前教育と小中9年間の連続性を生かした教育
2	特色あるカリキュラム「長南プラン」による学力と人づくりの教育
3	コミュニティ・スクールを組織し、オール長南の支援体制で育む教育

第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者等が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【確保方策】

令和2年度に子育て世代包括支援センターを開設し、子育てに関する相談体制の充実を図ってきました。その後、令和4年の児童福祉法の改正により、全市町村へのこども家庭センターの設置が努力義務となったことから、本町においても、令和8年度までにこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象として一体的に支援を行う体制を整備します。

2 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

本町では平成27年7月に長南町子育て交流館を開設しています。引き続き、子育て世代が気軽に集まれる場所や子育てサークルへの支援を行っていきます。

単位：延べ利用人数（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保方策	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

3 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦と胎児が健康に育つため、定期的に健診を受ける事業です。14 回分の妊婦健康診査受診票を母子手帳とともに配布し、継続的な受診や医療機関と連携することで妊娠期の母体の健康を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：延べ受診回数（回）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	252	238	224	210	196
確保方策	252	238	224	210	196

4 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後 28 日以内の乳児のいる全ての家庭を対象に、助産師・保健師が訪問し、様々な不安や悩みに寄り添い、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握・助言等を行います。

【量の見込みと確保方策】

単位：訪問件数（件）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	18	17	16	15	14
確保方策	18	17	16	15	14

5 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための指導・助言や相談支援等を行います。

【確保方策】

養育支援が必要な家庭に対する援助については、令和 8 年度までにこども家庭センターを設置し、相談体制の充実を図ります。

6 子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病等により、家庭における養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、一定期間、養育・保護する事業です。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業の2種類があります。

【確保方策】

今後の住民のニーズに応じて、対応を検討していきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

保育施設の送迎や宿泊を伴う子どもの預かり等の援助を希望する人（利用会員）と、子育ての援助を希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

【確保方策】

今後の住民のニーズに応じて、対応を検討していきます。

8 一時預かり事業

【事業内容】

乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

幼稚園型……………幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業です。

幼稚園型を除く…幼稚園型を除く一時預かり事業です。

■幼稚園型

【量の見込みと確保方策】

単位：延べ利用人数（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

■幼稚園型を除く

【量の見込みと確保方策】

単位：延べ利用人数（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	129	124	119	114	109
確保方策	129	124	119	114	109

9 延長保育事業

【事業内容】

保育園児を対象に通常の利用時間等を超え、保育園で保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人/日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26	25	23	21	20
確保方策	26	25	23	21	20

10 病児・病後児保育事業

【事業内容】

発熱等の病氣中やその回復期にある子どもを預かり、病院の専用スペースなどで、看護師等が一時的に保育する事業です。

【確保方策】

本町での実施体制の確保は困難ですが、令和6年度より町外の施設を利用した保護者向けに、利用費用の一部助成を行っています。今後も医療機関との連携を図り、子どもが病氣の際の預け先について対応の検討を進めていきます。

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

国が示している「放課後児童対策パッケージ」の趣旨に基づき、共働き家庭や留守家庭の小学生に対して、遊び場や生活の場を与え、健全育成を図ることを目的とした事業です。

【量の見込みと確保方策】

長南町放課後児童クラブとして、長南町旧幼稚園施設から移転し、平成 30 年 4 月に長南中学校敷地内に専用施設を開設して実施しています。

また、本町での放課後子供教室の実施はできておりませんが、今後は住民や地域の実情のニーズに応じて実施の検討を進めます。

実施する場合には、教育委員会と連携し、空き教室等を有効に活用し、放課後児童クラブとの一体的な実施を目指します。

単位：登録者数（人）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	低学年	55	51	47	43	40
	高学年	44	40	36	33	30
	合計	99	91	83	76	70
確保方策	低学年	30	30	30	30	30
	高学年	10	10	10	10	10
	合計	40	40	40	40	40

※量の見込みについては、通常預かりと長期休暇時預かりの実人数で掲載していますが、定員超過への対応として、空き教室等での分散保育を実施しています。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

令和元年度より、保育所の給食費を無償化しています。また、私立幼稚園等についても、所得に関係なく副食費を助成する事業を行っています。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【確保方策】

今後の国の方針を踏まえ、必要に応じて対応を検討していきます。

14 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対する不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【確保方策】

今後の住民のニーズに応じて、対応を検討していきます。

15 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援等を実施する事業です。

【確保方策】

今後の住民のニーズに応じて、対応を検討していきます。

16 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、心身の発達状況等に応じた情報提供や相談を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士の情報共有や交流の場を設ける等、適切な親子関係の構築支援を行う事業です。

【確保方策】

今後の住民のニーズに応じて、対応を検討していきます。

17 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

出産・育児等の見通しを立てるため、妊婦等に対して心身の状況やそのおかれている環境などを把握し、母子保健や子育てに関する情報提供や随時の相談を気軽に受けられるよう、面談を行なう事業です。

【確保方策】

今後の住民のニーズに応じて、対応を検討していきます。

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

保護者の就労の有無にかかわらず、6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない乳児または幼児を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、保護者の心身の状況・養育環境を把握するための面談や子育てに関する情報の提供、助言等の援助を行う事業です。

【確保方策】

単位：人/日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	3	3	3	3
確保方策	0	3	3	3	3

19 産後ケア事業

【事業内容】

家族からのサポートや産後の体調がすぐれない等、様々な背景でサポートを要する母子に対し、産後も安心して子育てができるよう休養の機会や助言等を提供する事業です。

【確保方策】

単位：延べ利用回数(回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進

計画の推進に当たっては、全ての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ地域社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

第2節 計画の進捗管理

1 推進状況の点検・公表の方法

本計画は、福祉課を主管課に関係各課等の協力により、毎年度、進捗状況を把握するとともに、評価・点検を行い、以降の取組に生かしていきます。

2 計画の推進状況の公表

本計画の推進状況は、住民に対して、広報や町のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。

資料編

1 長南町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日条例第 21 号

改正 令和 5 年 3 月 16 日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、長南町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 児童福祉又は学校教育の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 町議会議員
- (5) 事業主及び労働者を代表する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 長南町子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

No.	氏 名	役 職 名	備 考
1	岩瀬 康陽	会長	4号委員：町議会議員
2	永野 寿明	副会長	2号委員：長生学園幼稚園 園長
3	岡本 友美		1号委員：保育所親の会 会長
4	石井 将人		1号委員：長南町PTA連絡協議会 会長
5	村杉 有		2号委員：長南小学校 校長
6	永吉 佳子		2号委員：長南保育所 所長
7	伊坂 文寿		3号委員：子育て応援コーディネーター
8	加藤 真理子		3号委員：子育て応援コーディネーター
9	中村 尚子		3号委員：主任児童委員
10	嶋野 政江		5号委員：長南町商工会 副会長

3 計画策定の経過

年 月 日	会議等			
令和6年3月1日 ～3月15日	○ニーズ調査の実施			
	対象	配付数	回収数	回収率
	未就学児童保護者	127 票	56 票	44.1%
	小学生保護者	124 票	45 票	36.3%
令和6年11月12日	令和6年度第1回 長南町子ども・子育て会議			
令和7年2月18日	令和6年度第2回 長南町子ども・子育て会議			

長南町 第3期子ども・子育て支援事業計画

発行 千葉県 長南町
編集 長南町 福祉課

〒297-0192

千葉県長生郡長南町長南2110番地

TEL 0475-46-2116 (直)

FAX 0475-46-1214 (代)

URL <https://www.town.chonan.chiba.jp>

E-mail fukushi@town.chonan.lg.jp



